

二、種痘醫規則

(明治九年四月十二日)
(内務省布達甲第八號)

明治七年十月文部省第二十七號布達種痘規則別冊ノ通改正候條此旨布達候事

種痘醫規則

- 第一條 種痘醫ハ免許狀所持スル者ニ非サレハ之ヲ許サス
但醫術開業免狀所持ノモノ並ニ醫術ヲ以テ官省府縣ニ服事スルモノハ此限ニ非ス
- 第二條 種痘醫ヲランモノハ師家ヨリ其術習熟ノ證書ヲ受ケ履歷書ヲ副ヘテ地方廳ニ願出ヘシ地方廳ニ於テハ檢閱ノ上免許狀ヲ與ヘ毎年兩度三月當省へ願出ヘシ
但從前種痘免狀ヲ得シ者ハ其履歷並ニ免狀ヲ得タル手續ヲ附記シ地方廳ニ出シテ更ニ免許狀ヲ受ケヘシ
- 第三條 種痘免許狀ハ之ヲ他人ニ讓ルヲ許サス故ニ本人其業ヲ廢スルカ或ハ死去スルトキハ速ニ之ヲ返納スヘシ
- 第四條 種痘醫タル者ハ其術ノ普及ヲ主トシ且務メテ新鮮有力ノ痘苗ヲ撰フヘシ
- 第五條 種痘醫ハ接種後第六七日ニ於テ必ス點檢ヲ遂ケ善感ノモノハ第一號式種痘濟ノ證書ヲ與ヘ不善感ノモノハ直チニ再種シ或ハ直チニ再種シ難キモノハ其旨趣ヲ記シテ與ヘ置後日再種ヲ怠ルヘカラサルノ旨ヲ懇諭スヘシ
- 第六條 種痘醫ハ毎年兩度七月ヨリ六月迄第二號式ノ表ヲ製シ區戸長若クハ醫務取締ニ出スヘシ
- 第七條 小兒出生七十日ヨリ滿一年迄ヲ種痘ノ善期トス爾後五年或ハ七年毎ニ必再三接種シテ天然痘ヲ豫防シ且前效ノ存否ヲ檢スヘシ
但近傍ニ天然痘流行スルトキハ初種ノ久暫ニ關セズ必再種シ且其流行ノ緩急病症ノ輕重等速ニ區戸長若クハ醫務取締ニ届出ツヘシ

第二號乙

種痘表	府縣大小區村町番號		種痘醫		屬籍		姓名		印	
	明	治	初	種	再	三	種	種	種	種
何	年	善	感	不	善	感	善	感	不	善
七	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
八	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
九	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
十	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
十一	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
十二	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
合	員	何	人	何	人	何	人	何	人	何

三、天然痘規則

(明治九年五月)
(内務省布達甲第一六號)

天然痘豫防規則別紙ノ通相定候條其ノ方法細目並右ニ關スル資料收集支給等ノ儀ハ各地方ノ便宜ニ從ヒ精々普及候條可取計此旨布達候也

天然痘規則

- 第一條 小兒出生七十日ヨリ滿一年迄ノ間ニ必ス種痘スヘシ若シ事故アリテ此期ニ後ルモノハ其次第ヲ醫務取締若クハ區戸長ニ届出ツヘシ
但初種ノ後五年或ハ七年毎ニ再三種ヲ試ムヘシ
- 第二條 種痘シタ者ハ必ス種痘醫ヨリ種痘濟ノ證書ヲ附ケ取リ置ケ可シ
但シ天然痘變痘ニ感シタル者モ本文ニ準シテ醫師ノ證書ヲ附ケ取リ置ケ可シ
- 第三條 醫務取締若クハ區戸長ハ初種ノモノ再三種ノモノ及事故アリテ種痘ス

第一號

印

大小區村町番號

何 某 女 男 名

齡何年何月

左何願 右種痘濟

大小區村町番號

種痘醫

姓 名 印

第二號甲

種痘表	府縣大小區村町番號		種痘醫		屬籍		姓名		印	
	明	治	初	種	再	三	種	種	種	種
何	年	善	感	不	善	感	善	感	不	善
一	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
二	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
三	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
四	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
五	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
六	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
合	員	何	人	何	人	何	人	何	人	何

第二號乙

種痘表	府縣大小區村町番號		種痘醫		屬籍		姓名		印	
	明	治	初	種	再	三	種	種	種	種
何	年	善	感	不	善	感	善	感	不	善
七	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
八	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
九	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
十	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
十一	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
十二	月	何	人	何	人	何	人	何	人	何
合	員	何	人	何	人	何	人	何	人	何

四、傳染病豫防規則

(明治十三年七月九日)
(太政官布告第三四號)

明治十二年八月第三十二號虎列刺病豫防規則ヲ廢シ傳染病豫防規則左ノ通相定候條此旨布達候事

傳染病豫防規則

- 第一條 此規則ニ稱スル傳染病トハ虎列刺、腸室扶私、赤痢、實布壠利亞、發疹室扶私及ヒ痘疹ノ六病ヲ云フ
但六病ノ外流行病アリテ其勢盛ナルノ兆アルトキハ地方長官ハ内務省ニ具申シ豫防法ヲ施行スヘシ
- 第二條 醫師ノ傳染病ヲ診斷スルモノハ連クモ二十四時間ニ之ヲ患者所在ノ町村戸長ニ通知スルヲ要ス戸長ハ速ニ之ヲ郡區長及ヒ最寄警察署ニ通知シ郡區長ハ速ニ之ヲ地方廳(東京府下ハ府廳及ヒ警視本署)ニ届出ヘシ布告ヲ以テ

(衛生委員)ヲ(局長)ト
改メ以下皆以下同シ
但土地ノ便宜ニ依リ醫師ヨリ直ニ警察署ニ届出警察署ヨリ局長ニ通知スルモ
妨ケナシ

地方廳ハ一週間毎ニ新舊患者及治療死亡ノ數ヲ内務省ニ申報スヘシ 十三年第
五十四號
布告ヲ以テ本
項ヲ增加ス

第三條 地方長官ハ管内ニ傳染病流行ノ兆アリト認ムルトキハ其性狀ヲ肥シテ
速ニ之ヲ内務省ニ申報シ且ツ其管内及ヒ隣接若クハ船舶交通ノ府縣最寄兵營
其他碇泊ノ軍艦等ニ報告スヘシ 同上但書
第四條 同左

第五條 諸官廳、兵營、軍艦、監獄及ヒ官立ノ學校、病院、製作所等ニ於テ傳
染病者アルトキ其主長ハ該地方官ト協議シ此規則ニ從ヒ豫防法ヲ施行スヘシ

第六條 虎列刺、赤痢、發疹瘰癧、痘瘡ノ流行ニ際シテ地方長官ニ於テ豫防ノ
爲メ避病院ヲ要スヘキト認ムルトキハ内務卿ニ具狀シテ之ヲ設ケル事ヲ得
但人民協議ヲ以テ避病院ヲ設ケルハ地方長官ノ許可ヲ得フヘシ

第七條 避病院ニ入ルニ於テ傳染病者ノ看護行届カス若クハ病者ノ傳播ヲ防キ
難シト認ムル者ハ避病院ニ入ラシムヘシ

第八條 掛リ官吏ハ傳染病者アル家ニハ其病名ヲ書シテ門戸ニ貼付シ要ノ外
他人ト交通ヲ絶タシムヘシ 十五年第四十七號ヲ以テ病名貼付
他人ト交通ヲ絶タシムヘシノ儀ハ當分施行セサル旨ヲ布告ス

但患者治療死亡又ハ避病院ニ入りタル後相當ノ消毒法ヲ行ハサルノ間ハ仍ホ
本條ヲ遵守セシムヘシ

虎列刺病

第九條 虎列刺病者ノ排泄物及ヒ汚穢物ハ其運搬夫ヲ設ケ一定ノ場所ニ運搬シ
燒棄若クハ埋却セシムヘシ

第十條 虎列刺病者ノ死屍ハ其埋葬地ヲ區劃シ瀝リニ雜葬セシムヘカラス且他
ニ改葬スルヲ許サス

但火葬ハ尋常ノ燒場ニ於テシ共遺骨ハ改葬スルモ妨ケナシ

第十一條 虎列刺病者ニ用ヒタル臥具、衣服、器具及ヒ病室、船室等ハ消毒法
ヲ行フニアラサレハ再ヒ之ヲ用ヒ又ハ受授、賣買スルヲ許サス

第十二條 虎列刺流行ノ際ニハ井泉、河流、水道及ヒ圃圃、芥圃、下水、溝渠
等總テ汚穢滋生ノ因トナルヘキ場所ニ注意シ掃除消毒ノ法ヲ設ケヘシ

第十三條 虎列刺流行スルトキハ船舶交通ノ地方ニ於テ流行地ヨリ來ル所ノ船
舶ヲ検査シ患者若クハ死者アルトキハ此規則ニ從フテ處分スヘシ

第十四條 虎列刺流行ノ勢猛烈ナルトキハ地方長官ハ内務卿ニ具狀シ其許可ヲ
得テ醫師、衛生官吏、警察官吏、郡區町村吏等ヨリ適當ノ人員ヲ選ビ検査委
員トナシ豫防消毒ノ事務ヲ擔任セシムル事ヲ得

此場合ニ於テハ醫師タル者吐瀉ノ二症ヲ兼備フル病ヲ診斷スルトキハ總テ檢
疫委員ニ届出ヘシ 十五年第四十八號布告
但本項施行ノ終始ハ地方廳ヨリ之ヲ管内ニ告示シ内務省ニ申報スヘシ

第十五條 前條ノ場合ニ於テハ地方長官ハ祭禮、劇場等人民ノ群集ヲ差止ル事
ヲ得

虎列刺日ニ市街村落ノ全部若クハ一部分ニ於テ蔓延ノ兆候ヲ顯ハシ其他ノ部
分ニ及ボササル様遮斷シ得ヘキモノト見認ムルトキハ地方官ヨリ内務卿ニ稟
議シ交通ヲ絶タシムルノ處分ヲ爲スコトヲ得 十四年第五十八號布告
但要用ノ者ハ掛官吏検査ノ上交通ヲ許スコトヲ得

腸瘰癧私病

第十六條 腸瘰癧私病流行ノ際ハ第九條第十一條及ヒ第十二條ヲ適用スヘシ

赤痢病

第十七條 赤痢病流行ノ際ハ第九條第十一條及ヒ第十二條ヲ適用スヘシ

實布壙里亞病

第十八條 實布壙里亞病流行ノ際ハ第十一條ヲ適用シ患者ノ痰唾及ヒ之ニ汚穢

發疹瘰癧私病

第十九條 發疹瘰癧私病者アルトキハ第十條第十一條ヲ適用シ其流行ノ際ニハ
第十條第十三條第十四條及ヒ第十五條ヲ適用スヘシ 十三年第五十四號布告
第十二條第十三條第十四條及ヒ第十五條ヲ適用スヘシヲ以テ本條ヲ改正ス

第二十條 發疹瘰癧私病者若クハ其死屍ヲ載セタル車輿等ハ毎回消毒法ヲ行フ
ニアラサレハ他用ニ供スヘカラス

痘瘡病

第二十一條 痘瘡病者アルトキハ第十條第十一條及第二十條ヲ適用シ患者ニ未
痘者ヲ接近セシムヘカラス其流行ノ際ニハ第十二條ヲ適用スヘシ 十五年第四
十八號布告
ヲ以テ全
條改正

罰則

第二十二條 醫衛衛生委員此規則ニ違背シタルトキハ五十圓以内ノ罰金ニ處ス

第二十三條 官吏其管掌ノ事務ニ於テ此規則ニ違背シタルトキハ百圓以内ノ罰
金ニ處ス

第二十四條 人民此規則ニ違背シタルトキハ一圓五十錢以内ノ科料ニ處ス

五、傳染病豫防法心得書 (明治十三年九月十日 内務省乙第三六號)

本年第三十四號傳染病豫防規則布告相成候ニ付傳染病豫防心得書別冊相違候條
各地方廳ニ於テ時宜ヲ量リ簡略繪圖ヲ實際ニ豫防行届候様取計フヘシ 此旨相違
候事

傳染病豫防法心得書

凡ソ傳染病ハ其種類多シト雖トモ 流行性傳染病ノ一旦萌動シテ其蔓延ノ熾ナル
ニ至テハ救済ノ法モ治ケ及ヒ難ク終ニ其猖獗ヲ繼ニシ慘酷ヲ極ムルニ至ル然ル
ニ豫防法アリテ之ヲ守ル能ナルトキハ其病者ヲ未熾ニ防遏スヘシ加之消毒法ア
リテ之ヲ行フ豫ナルトキハ各種ノ病者ヲ消滅スルヲ得ヘシ 消毒法ハ即チ豫防法

ノ一種ニシテ殊ニ其致驗確實ナルモノナリ 目今本邦流行傳染病中最モ豫防注意
ヲ要スヘキハ虎列刺、腸瘰癧私病、赤痢、實布壙里亞、發疹瘰癧私病、痘瘡ノ六病
トス而テ各種ノ病症ニ從ヒ豫防ノ法モ亦其趣ヲ異ニスト雖モ 其要領ハ之ヲ約ス
ルニ四項ニ出テス 其一ハ病者ノ萌動及ヒ蔓延ノ因ヲ除却スルニアリ (即チ清潔
法) 其二ハ各人體中有スル所ノ感受性ナカラシムルニアリ (即チ衛生法) 其三ハ
病者傳播ノ媒介ヲ隔離スルニアリ (即チ隔離法) 其四ハ傳染病者ヲ消滅スルニ
アリ (即チ消毒法) 右ノ四項ニ依リ豫防ノ事ヲ施ササルヘカラス 故ニ其大意ヲ示ス
コト左ノ如シ

清潔法大意

流行性傳染病者ノ眞性ハ確知シ難シト雖モ 病理家ノ論斷ニ據ルニニ玄微ノ有機物
アリテ外方ヨリ人體ニ侵入シ以テ其病ヲ發スルモノアルカ如シ蓋シ此毒物ハ多
ク地中及ヒ水中ニ在テ萌動シテ氣中ニ混シ然ル後人體ニ入ルヲ得ルモノトス
故ニ其病ニ罹ル者ノ排泄物地中若クハ水中ニ滲入スルトキハ 即チ其毒ヲ散漫シ
其地方ニ於テ衆人一齊ニ同一ノ病ヲ發スルコト理ニ於テ疑フヘカラスナリ
此有機性毒物ハ地中或ハ水中氣中ニ生殖チナスニ必ス多少ノ助養物ナカレハカ
ラス而シテ其助養物タルハ凡百ノ有機物體ノ腐敗ニ向ハントスル者之カ發生チ
助ル者ニ似タリ夫ノ魚市、屠場等不潔ノ地及ヒ糞尿、塵芥ノ堆積セル地ノ如キハ
其腐敗物地中及水中ニ滲透シ又此ヨリ蒸發スルモノ大氣中ニ混入スルヲ以テ病
毒ノ助養物甚タ多クシテ忽チ毒種ノ速ナルヲ致ス故ニ土地ノ不潔ハ傳染病ヲ甚
延セシムルノ媒介タリ是ヲ以テ其病發生スルトキハ必ス家庭ヲ清潔ニシ溝渠、
芥圃、圃圃等ノ汚物ヲ掃除セサルヘカラス是清潔法ヲ要スル所以ナリ

衛生法大意

凡ソ人體強健ナルトキハ病者ノ侵襲ヲ拒クヘキノ機能チ有スト雖モ 過度ニ勞働シ
及ヒ飲食ノ不良或ハ不足等ヲ以テ身體之カ爲メニ衰弱スルトキハ 病者ノ侵襲ヲ
受クルコト最モ甚シトス 彼ノ發疹瘰癧私病ノ飢餓、軍役ノ際ニ乘シ其猖獗ヲ逞フ

シ又平生飲食不節或不良ニシテ腸胃之カ爲メニ些少ノ損害アルトキハ虎列刺ノ健製ヲ受ルカ如キ等ヲ以テ酸スヘシ其餘精神非常ノ感動及ヒ感冒等モ亦能ク病毒ヲ招クノ媒介トナルモノナリ故ニ流行ノ際ニ當テハ殊ニ攝生ノ法ヲ嚴守シ病毒侵入ノ地ナカラシムルヲ要ス若シ人々著ク此預防法ノ要訣ヲ守リ得ルニ至ラハ余ク傳染病ヲシテ流行蔓延ノ甚シキニ至ラシメサルヘシ是攝生法ヲ要スル所以ナリ

隔離法大意

傳染病毒ハ管ニ地中若クハ水中ニ合リテ傳播スルノミナラス患者ノ排泄物、呼吸蒸發氣等ヨリ直ニ感染スルコトアリ故ニ病體死體其排泄物等ハ速ニ之ヲ隔離シテ觸接ノ憂ナカラシムヘシ隔離法トハ患者ヲ別室ニ移シ門戸ニ病名票ヲ貼附シテ外人ニ表示シ或ハ之ヲ避病院ニ送致シ要用アル人ノ外務メテ交通ヲ絶ツ等ノ事是レナリ殊ニ其恐ルヘキ傳染病ニ於テハ患者ニ接近シタル看護人等モ亦他ノ健康人ト隔離セサルヲ得ス苟モ能ク其法ヲ守リ病毒ニ遊サカルコトヲ得ハ必ス傳染ノ蔓延ヲ致ササルヘシ是隔離法ヲ要スル所以ナリ

消毒法大意

凡ソ傳染病毒ハ其性分極メテ微ニシテ見ルヘカラスト雖モ傳染物中ニ混入シテ人體ニ遊シ其病體ヲ發現スルモノトス此傳染物ヲ滅スルトキハ即チ病毒モ亦消滅ス故ニ烈火ヲ用ヒ之ヲ燒盡スルハ消毒ノ最良トス然レトモ其機業ニ付シ難キモノハ或ハ藥劑ヲ用ヒテ燒蒸若ハ澆注シ或ハ之ヲ洗滌シ以テ其病毒傳染ノ力ヲ撲滅スルヲ得ヘシ然ラサレハ其病毒散逸シテ終ニ消滅スルコトナカラシ故ニ病毒菌叢ノ後ニアリテハ消毒ヲ以テ豫防法中ノ最モ緊要ナルモノトス消毒法ヲ施スニ當テ其ノ病性ト其施スヘキ物トニヨリ其料ヲ同クセス故ニ之ヲ分テ第一患者及ヒ看護人等消毒法、第二死體及ヒ排泄物等消毒法、第三衣服臥具等消毒法、第四家庭船舶等消毒法、第五什具運搬器等消毒法、第六團圓溝渠等消毒法トス但實布理利理、發疹室扶私、痘疹ノ三病ハ第六ノ消毒法ヲ行フノ

〔第四〕 石炭酸末

粗製石炭酸ヲ以テ砂、灰、木炭末、鋸屑等ヲ混濁セシメタルモノ
但粗製石炭酸ハ四十分ヨリ六十分ノ「フェニール」酸(即チ結晶石炭酸)ヲ含ミ稍々色ヲ帯ヒタル流動石炭酸ナリ
以下消毒同功アルモノニシテ通常用ヒサル品
サリシル酸 三百倍ノ水ニ溶解ス
テール油

石炭酸石灰 石灰百分石炭酸三分

〔第五〕 硫酸鐵合劑

軟糖三百分ヲ常水一斗ニ和シ粗製石炭酸百分ヲ加ヘタルモノ
但此合劑ハ久ク貯フヘカラス用ニ臨ミテ調製スヘシ

〔第六〕 硫酸鐵鐵合劑

硫酸五分硫酸鐵六分水分八十九分ヲ和シタルモノ
以下消毒同功アルモノニシテ通常用ヒサル品
鹽化亞鉛 八倍ノ水ニ溶解セルモノ
明礬

粗製明礬ノ過量ヲ水中ニ投シ能ク攪拌シテ後其上清ヲ取ル

コロール明礬四倍ノ水ニ溶解ス

倍藥 百二十倍ノ水ニ溶解ス

〔第七〕 木炭 木炭二分生石灰二十分

〔第八〕 石灰

其他木炭、鋸屑、土等ハ又多少收縮ノ功アルモノトス

〔第九〕 亞硫酸瓦斯

硫酸ヲ燒テ瓦斯ヲ發生セシム其法ハ蒸氣ノ室ニ硫酸大約三百分(木炭末大約十百分ヲ加フルトキハ更ニ宜シ)ヲ要ス但一時ニ火焰ノ昇騰スル恐アルヲ以テ

限ニアラス
凡ソ病毒ノ最モ含藏シ易キモノ即チ毛布、綿布、綿絮、塵、塵、敷物ノ如キ氣孔鬆疏ナルモノト居室及ヒ室内ノ諸器具ノ如キハ其病毒浸染ノ深淺ニヨリ消毒法ヲ行フヘキモノトス
右ニ載タル燒蒸及ヒ洗滌ノ外其燒却ナレバ物品ニシテ浸染セル病毒ノ萌生機能ヲ消滅セシメント欲スルトキハ熱氣消毒機ナルモノヲ用ヒテ華氏二百二十度ヨリ二百五十度ニ至ルノ熱氣ヲ浴ク四方ヨリ通セシメ以テ之ヲ殺滅スル法アリ然レトモ其構造宏大ニシテ各地ニ設ケ難キヲ以テ茲ニ詳記セス且ツ大氣日光ノ如キモ自然消毒ノ功アルモノニシテ等ク微塵ニ遊スト雖トモ但シ其力藥品ニ比スレハ甚々弱キヲ以テ多少時日ヲ經サレハ其效ヲ奏シ難シトス

消毒藥劑ハ其品類頗ル多ク且ツ其性質功能モ亦同一ナラス故ニ其功能ヲ類別シテ第一號ヨリ第十二號ニ至ル以テ各病消毒法ノ條ト相照シテ之ヲ用フルニ便ス其功用ノ如キハ化學作用ニ涉ルヲ以テ之ヲ略ス

消毒藥

〔第一〕 濃厚石炭酸水

結晶石炭酸四分ヲ百分ノ水ニ溶シタルモノ
但石炭酸一分ニ皮利斯林又ハ亞爾爾保兒二分ヲ和シテ能ク溶解シ後チ本批ノ水ヲ加フヘシ

〔第二〕 稀薄石炭酸水

結晶石炭酸二分ヲ百分ノ水ニ溶シタルモノ
但溶解法前ニ同シ

〔第三〕 石炭酸蒸氣

結晶石炭酸(或ハ之ニ二倍ノ亞的兒ヲ加ヘタルモノ)ヲ皿ニ入レ微火ニ上セ蒸發セシメ或ハ石炭酸一分ニ筒水二十分ヲ和シ布片ニ蘸シ室内ニ懸ケ置キ蒸發セシムヘシ

二三ノ火鉢ニ分配シ熾炭チ之ニ照シテ徐々ニ焚燒セシムヘシ
但多數ノ物品ヲ消毒スルニハ密閉シタル室(土藏ノ類)ニ索ヲ張リ消毒スヘキ衣服等ヲ掛ク或ハ竹架ヲ設ケテ之ヲ排列シ本批ノ硫酸ヲ燒スヘシ又人々各自ノ衣服等ヲ消毒スルニハ一握ノ粗製硫酸ヲ火鉢ニ入レ火チ點シ伏籠ノ類ヲ燈ヒ之ニ衣服ヲ被ラセ燒蒸スヘシ

〔第十〕 亞硫酸溶液

(A) 強、百分ノ十ヲ含ムモノ
(B) 弱、百分ノ五ヲ含ムモノ
但製法ハ略ス

〔第十一〕 過飽和酸加里溶液

百分ノ食鹽ヲ五分ノ楊石末ニ密和シテ微皿上ニ置キ十分ノ硫酸ヲ十分ノ水ニ混和シタルモノヲ注キテ之ヲ發生セシム
以下消毒同功アルモノニシテ通常用ヒサル品

亞硝酸瓦斯

微皿ニ銅屑ヲ盛リ置キ硝酸ニ少許ノ水ヲ加ヘテ稀釋シ徐々ニ之ヲ注キテ瓦斯ヲ發生セシム
コロール石灰一分ヲ水百分ニ溶解ス

硝酸

微皿ニ盛リ微火ニ上セ蒸發セシム
痘 痘疹ノ病毒ハ揮發性及ヒ固性傳染毒ニシテ全ク患者ノ身體ヨリ發生シ又ハ死體及ヒ痘癩、痘癩ニ直接シテ感染スルノミナラス其患者ニ接觸セシ衣服、臥具其他一切ノ物品ヨリモ傳染シ又其病室内ノ空氣、塵埃モ之カ媒介トナリテ其病毒

ナ傳染スルモノトス
痘瘡ハ古來ヨリ全世界ニ發現シ殊ニ惡性流行スルトキハ其勢猖獗ニシテ無數ノ人衆ヲ害シ良醫モ亦手ヲ束テ其術ヲ施スヘカラスアリ但人生一回此病ニ罹ルトキハ感受性ヲ脱盡シ得ルヲ以テ英國ノ醫博士シエンネル氏牛痘接種ノ法ヲ發明セシ以テ其傳染スル者ハ復々天然痘ニ感スルナシ故ニ此法行ハレテヨリ大ニ患者ノ數ヲ減シ偶々流行スルモ其病性劇烈ニ至ラス殆ント其性ヲ變スルニ至ルヲ體スルニ足ル是故ニ種痘ヲ普及スルハ全ク此病ヲ防盡スル所以ニシテ即チ豫防ノ第一トス

第一項 清潔法

第一條 此病ハ各人感受性ナキフル故ニ一般清潔法ヲ要スルモ他病ニ於テ緊要トスルカ如クナラス但患者ノ居室ヲ清潔ニシ痘漿等ニ汚染セル衣服ヲ屢々更換シ周圍ノ塵埃ヲ掃除シ專ラ他人ニ傳染スルヲ防クヲ要スルニアルノミ

第二項 禁止法

第二條 前條ニ載スルカ如ク牛痘ヲ接種シテ其素因ヲ脱盡スルトキハ復々天然痘ニ感スルコトナシ然レトモ一回種痘ヲ以テ足レリトスヘキニ非ス再三接種シ其感受性ノ確證ヲ取ラサルヘカラス唯衣服、飲食等ノ攝生ヲ以テ此病ノ侵襲ヲ豫防スヘキニアラス

第三項 隔離法

第三條 痘加痘瘡ト診斷シタルトキハ直チニ其家ノ門戸ニ病名票ヲ貼附スヘシ但患者治癒又ハ死亡若クハ避病院ニ送致シ其病室ニ消毒法ヲ行ヒタル後ハ即チ其病名票ヲ去ルヘシ

第四條 痘瘡ノ毒ハ患者ノ身體又ハ其衣服、臥具等ヨリ傳染シ又患者ニ接近シタル者ノ衣服等ヨリモ傳染スルヲ以テ成ルタケ患者ニ接近シ又ハ患者ノ用ヒタル衣服、器具等ニ觸ルヘカラス

第五條 自宅療養ノ患者ハ其室ヲ異ニシ看護人ノ外ハ成ルタケ接近スヘカラス

ハ二坪半ト見積リ之ヲ建設スヘシ
第十六條 避病院ノ病室ハ重症痘瘡ノ患者ヲ區別シテ之ヲ分隔シ二坪半ニ患者一人ヲ置クヲ常トシ縱令輻輳スルトモ一坪若クハ一坪半ニ一人ノ割合ヨリ狭クスヘカラス
但此他醫館附所、事務所、看護人休息所等便宜ニ之ヲ設ケ且ツ簡易ノ煙蒸室ヲ設クヘシ
第十七條 避病院ノ門側ニハ輕易ナル風呂ヲ設ケ看護人、見舞人等外出ノ時入浴ノ用ニ供スヘシ
第十八條 避病院ハ窓戸ヲ洞大ニシ空氣ヲ流通セシメ冬時ハ煤爐ヲ置キ室内ノ溫度ヲ適宜ニシ空氣ノ代辦ヲ助クヘシ
但病室ハ患者治癒死亡ノ後毎回消毒法ヲ施スヘシ
第十九條 避病院ニハ別ニ清潔ナル屍室ヲ設ケ患者若シ死亡シタルトキハ直チニ此ニ移スヘシ
但屍室ハ親族ノ申者ヲ入ルルカ爲メ其餘地ヲ設クヘシ且ツ其申者ハ成ルタケ速ニ來ルノ手續ヲナスヲ要ス

第二十條 尋常病院ニハ決シテ此患者ヲ入ルヘカラス若シ病室内ニ從來傳染病室ノ設ケアリテ充分ニ隔離消毒法ヲ行ヒ得ヘキノ目的アルモノハ入院ヲ許スヘシト雖モ尋常ノ病院ヲ區隔シテ之ヲ用フヘカラス

第二十一條 人家竊竊ノ村落ニ於テハ必シモ避病院ヲ設ルヲ要セス若シ相當ノ空屋アラハ假ニ之ヲ用フヘシ

第二十二條 避病院看護人ノ員數ハ重症ノ患者ニハ一人一人ヲ附シ輕症ノ者ニハ三人一人ヲ附スル割合ヲ以テ便宜斟酌シ且ツ晝夜交代セシムヘシ
但看護人ハ既痘者ニ限ルヘシ且ツ其表記アル衣服ヲ着セシメ成タケ其人ヲ更換セシムヘカラス

第二十三條 避病院ニ在ル患者ノ親族又ハ別段ノ交遊アル者看護人ヲ爲サント

巴ムチ得サル事故アルノ外ハ他人ト交通ヲ絶チ殊ニ未痘者ヲ近クヘカラス
第六條 家族中ニ於テモ看護人ヲ定メ其他要用アル者ノ外成ルタケ之ヲ室内ニ入ラシムヘカラス
但看護人ハ既痘者ニ限ルヘシ

第七條 病室内不用ノ器具ハ勿論殊ニ不用ノ毛巾等ヲ置クヘカラス
第八條 患者死亡ノ後其屍傍ニ接近シ並ニ死體ニ沐浴セシムル等ハ爲ササルナ良トス

第九條 縱令輕症ナル患者ト雖モ落痂後一週日ヲ經ルニアラサルハ學校其他衆人聚集ノ場所ニ行カシムヘカラス

第十條 蚊蠅ハ好テ患者皮膚ニ聚リ頗ル病毒傳播ノ媒介ヲナスモノナレハ病床ニハ常ニ蚊帳ヲ張り蚊蠅及ヒ其他ノ小蟲ヲモ防クヘシ

第十一條 病室ハ消毒ノ後ト雖モ數週間未痘者ヲ入ルヘカラス
但同室内ニ於テ若シ復々此病ニ罹ル者アル時ハ此病室ヲ用フルモ妨ケナシ

第十二條 西洋形船舶航海中若シ發病者アルトキハ其室ヲ異ニシ看護人ノ外他人ト交通ヲ絶ツコト猶ホ人家ニ於ケルカコトクスヘシ

第十三條 製造所、會社、學校、旅店等ニ在テ發病シ引取人ナキ者並ニ狹隘不潔ノ地ニ雜居スル者等ニシテ看護消毒法行届カス病毒ノ傳播ヲ防キ難キ者ハ之ヲ避病院ニ送ルヘシ若シ避病院アラサルトキハ適當ノ空屋ニ移ラテ之ヲ隔離スヘシ

第十四條 避病院ノ位置ハ人家ニ近接セス且ツ恒風ノ上ニアラサル地ヲ選ビ必ス住來繁多ノ路傍等ニ設クヘカラス
但其門前ニ高ク病名票旗ヲ掲クヘシ

第十五條 避病院ヲ新ニ構造スルトキハ空氣ヲ流通シ主トシ善美ヲ要セス其牀ヲ高クシ窓戸ヲ洞大ニシ且ツ板壁ヲ用ヒテ洗淨ニ便ニシ其家根ハ板葺、苔葺等一時ノ便ニ任シテ可ナリ且ツ其病室ハ洞大ナルヲ要スルヲ以テ凡患者一人

ヲ望ムトキハ既痘者ニ限リ之ヲ許スヘシ
但屢々更替スルヲ許スヘカラス
第二十四條 患者ノ親族等一時見舞ヲ爲サント請フトキハ之ヲ許スト雖トモ成タケ屢々スヘカラス其出ル時ニハ必ス充分ノ消毒法ヲ施スヘシ
第二十五條 流行ノ勢猛烈ナルトキハ祭禮、劇場等衆人聚集ノ事業ヲ差止メ學校ヲ成タケ之ヲ閉ツルヲ良トス

第二十六條 此病毒ハ膿漿、痲痘、呼吸、津唾及ヒ死體ヨリ傳染シ又患者ノ衣服、臥具、其他患者ニ接觸セシ器具及ヒ居室等ヨリモ傳染スルカ故ニ甚シク汚染セシモノハ成タケ掃除スヘシ

第二十七條 消毒法ハ其物ニ從テ區別スルコト左ノ如シ
第一 患者及ヒ看護人等消毒法
第二十八條 患者治癒落痂ノ後一週日ヲ經テ初テ他人ト交通シ又ハ避病院ヨリ退出ノ節ハ必ス沐浴シ石鹼水ヲ用テ全身ヲ洗ヒ他ノ衣服若クハ消毒法ヲ施シタル衣服ヲ著スヘシ看護人及ヒ患者屍體運搬人並ニ避病院ノ醫師、死體取扱人等ノ他人ニ交接スルトキモ此法ニ從フヘシ

第二十九條 自宅患者ヲ往診セル醫師及ヒ患者ノ家人ニシテ直接セサル者親戚朋友ノ一時見舞タル者等ハ石鹼水或ハ醋水ニテ顔面及ヒ手ヲ洗フヘシ
第二 死體及ヒ排泄物等消毒法

第三十條 死體ハ充分ニ稀薄石炭酸水(第二)ヲ浸シタル單衣若クハ綿布ヲ以テ之ヲ包ミ速ニ棺内ニ斂ムヘシ

第三十一條 死體ハ成タケ火葬セシムルヲ良トス埋葬シタルモノハ其病毒數十年ヲ經ルモ消滅セサルモノトス

第三十二條 西洋形船舶航海中ニ死者アルトキハ速ニ濃厚石炭酸水(第一)ニ浸シタル單衣若クハ綿布ヲ以テ之ヲ包ミ假ニ棺内ニ斂ム通當屍室或ハ船中適宜

ナ望ムトキハ既痘者ニ限リ之ヲ許スヘシ
但屢々更替スルヲ許スヘカラス
第二十四條 患者ノ親族等一時見舞ヲ爲サント請フトキハ之ヲ許スト雖トモ成タケ屢々スヘカラス其出ル時ニハ必ス充分ノ消毒法ヲ施スヘシ
第二十五條 流行ノ勢猛烈ナルトキハ祭禮、劇場等衆人聚集ノ事業ヲ差止メ學校ヲ成タケ之ヲ閉ツルヲ良トス

第二十六條 此病毒ハ膿漿、痲痘、呼吸、津唾及ヒ死體ヨリ傳染シ又患者ノ衣服、臥具、其他患者ニ接觸セシ器具及ヒ居室等ヨリモ傳染スルカ故ニ甚シク汚染セシモノハ成タケ掃除スヘシ
第二十七條 消毒法ハ其物ニ從テ區別スルコト左ノ如シ
第一 患者及ヒ看護人等消毒法
第二十八條 患者治癒落痂ノ後一週日ヲ經テ初テ他人ト交通シ又ハ避病院ヨリ退出ノ節ハ必ス沐浴シ石鹼水ヲ用テ全身ヲ洗ヒ他ノ衣服若クハ消毒法ヲ施シタル衣服ヲ著スヘシ看護人及ヒ患者屍體運搬人並ニ避病院ノ醫師、死體取扱人等ノ他人ニ交接スルトキモ此法ニ從フヘシ
第二十九條 自宅患者ヲ往診セル醫師及ヒ患者ノ家人ニシテ直接セサル者親戚朋友ノ一時見舞タル者等ハ石鹼水或ハ醋水ニテ顔面及ヒ手ヲ洗フヘシ
第二 死體及ヒ排泄物等消毒法
第三十條 死體ハ充分ニ稀薄石炭酸水(第二)ヲ浸シタル單衣若クハ綿布ヲ以テ之ヲ包ミ速ニ棺内ニ斂ムヘシ
第三十一條 死體ハ成タケ火葬セシムルヲ良トス埋葬シタルモノハ其病毒數十年ヲ經ルモ消滅セサルモノトス
第三十二條 西洋形船舶航海中ニ死者アルトキハ速ニ濃厚石炭酸水(第一)ニ浸シタル單衣若クハ綿布ヲ以テ之ヲ包ミ假ニ棺内ニ斂ム通當屍室或ハ船中適宜

ノ場所ヲ見計ヒ此ニ入レ置キ時々濃厚石炭酸水(第一)ヲ灌注スヘシ
但陸地ニ著スルトキハ速ニ其地方ノ警察官吏、衛生委員ニ届出處分スヘシ
第三十三條 浴場及ヒ病室ノ塵埃又ハ患者ニ觸レタル綿、布、紙等ノ斷片ニ至
ル迄時々收拾シテ之ヲ焼却スヘシ

第三 衣服器具等消毒法

第三十四條 患者ノ久ク用ヒタル衣服、臥具及ヒ避病院ニ用ヒタル蚊帳ノ甚シ
ク汚染ニ浸染シタル者並ニ避病院ノ臥具、疊、席等ハ之ヲ焼却スヘシ
第三十五條 患者ノ着タル衣服、臥具及ヒ手巾、蚊帳等又ハ死體ニ着セシ衣
服等ノ洗濯ニ堪フヘキモノハ之ヲ桶ニ入レ稀薄石炭酸水(第二)ヲ灌注シ浸シ置
クコト二十四時間ニシテ更ニ沸湯ヲ注キ四五分時ヲ經ルノ後水ヲ以テ洗淨シ
日光ニ曝スヘシ石炭酸等若シ缺乏スルトキハ熱湯中ニ入レ一時以上之ヲ煮沸
スヘシ其洗濯ニ堪ヘサルモノハ其品種ニヨリ亜硫酸瓦斯(第九)若クハ石炭酸
蒸氣(第三)ヲ以テ燻蒸シ或ハ熱氣消毒法ヲ行ヒ後日光及ヒ大氣ニ曝スヘシ

第三十六條 避病院ノ醫師、看護人及ヒ死體運搬人等ノ衣服ニ施スヘキ消毒法
ハ前條ニ同シ
第四 家庭船舶等消毒法
第三十七條 患者及ヒ死體ヲ置キタル室ノ疊、席類ハ之ヲ柱若クハ壁ニ倚セ掛
ケ戸棚等ヲ開放シ室内ニアリシ諸器具ハ之ヲ排列シ窓戸ヲ密閉メ六時乃至八
時間亜硫酸瓦斯(第九)ヲ燻シ然レ後窓戸ヲ開キ病室附屬ノ窓戸、板敷等
ハ稀薄石炭酸水(第二)ヲ撒布シ更ニ之ヲ拭淨シ其他ノ器具ハ石鹼水又ハ沸湯
ヲ以テ洗淨シ充分大氣及ヒ日光ニ曝スヘシ避病院ノ病室及ヒ居室モ亦之ニ倣
フヘシ
但金銀器、書畫其他彩色ヲ施セル物及ヒ絹帛等亞硫酸ノ爲メニ其色質ヲ變化
スルノ恐アル者ハ初ニ之ヲ取除ケ別ニ石炭酸蒸氣(第三)或ハ熱氣消毒法等ヲ
適宜採用スヘシ

第三十八條 患者アリタル西洋形船舶ハ其處置尋常ノ家庭ニ大異ナシト雖モ下
等客室ニ至テハ衆多ノ乘客皆積荷ノ間ニ枕藉シ幾ト彼我ノ別ナキ故ニ若シ
其中ニ發病者アルトキハ滿室ノ乘客、積荷、手荷物ハ皆病室ニ浸染シタル者
ト看做シ乘客、手荷物ハ上陸ノ時充分ニ消毒法ヲ行ヒ積荷ハ其儘其室ニ於テ
六時乃至八時間亜硫酸瓦斯(第九)或ハ品種ニヨリ石炭酸蒸氣(第三)ヲ燻スル
ノ後ニ非レハ陸揚スルヲ許サス
第三十九條 日本形小船ハ前條ヲ斟酌シテ消毒法ヲ行ヒ海水ヲ以テ普ク船身ヲ
洗淨スヘシ
第四十條 避病院或ハ便宜ニヨリ他ノ空屋ヲ借用セシモノハ其病室ニ供セシ部
分ニ亞硫酸瓦斯(第九)ヲ燻セシ後稀薄石炭酸水(第二)或ハ亞硫酸溶液(第
十)ヲ注キ石鹼水ヲ以テ洗淨スヘシ
但消毒ノ後モ數日間其内ニ入ルヘカラス且ツ空氣ヲ流通セシムヘシ
第四十一條 病室ハ不斷換氣法ニ注意スヘシ是亦多少消毒ノ效アルモノトス
第四十二條 臨時假設ノ避病院ニシテ其保存スヘカラサルモノハ流行熱ムノ後
之ヲ取毀ツヘシ尤モ其前汚穢シタル板敷、板壁及ヒ柱等ハ濃厚石炭酸水(第
一)又ハ亞硫酸溶液(第十)ヲ以テ充分ニ洗淨シ數日間開放シテ大氣ニ曝ス
ヘシ

第五 什具運搬器等消毒法

第四十三條 避病院ニ携ヘ來リシ手道具、玩具等ハ治療若クハ死亡ノ後亞硫酸
瓦斯(第九)燻蒸法ヲ行ハサルヘシ之ヲ出スヘカラス
第四十四條 患者及ヒ死體ヲ運搬セシ器具等ハ稀薄石炭酸水(第二)ヲ灌注シ更
ニ石鹼水若クハ沸湯ヲ以テ洗淨スヘシ其積舟ノ如キハ海水ヲ以テ洗フモ可ナ
リ
第四十五條 病室ニ用ヒタル什具玩具ハ總テ稀薄石炭酸水(第二)或ハ亞硫酸溶
液(第十)ヲ灌注シ然レ後石鹼水又ハ沸湯ニテ洗淨スヘシ其洗フヘカラサルモ
用ヒサルヲ可トス

ノハ病室ニ消毒法ヲ行フノ際其内ニ配列シ(漏洩ニ堪フヘキモノ)ハ之ヲ湯ス
ナ良トス)亞硫酸瓦斯(第九)或ハ石炭酸蒸氣(第三)ヲ以テ一時間之ヲ燻蒸ス
ヘシ
第四十六條 患者ノ玩弄シタル圖書、書籍、新聞紙ノ類ハ之ヲ燻蒸シ石炭酸蒸
氣(第三)若クハ亞硫酸瓦斯(第九)ヲ燻蒸スヘシ或ハ熱氣消毒法ヲ行フモ可ナ
リ
第四十七條 醫術器械及ヒ木製、金屬製、陶製、漆製等ノ諸器ニシテ病室ニ觸
レタルモノハ總テ稀薄石炭酸水(第二)ヲ以テ洗フヘシ

六、同上附錄種痘術心得

(明治十八年三月二十四日
內務省甲第九號)

明治十三年(九月)當省乙第三十六號遺傳傳染病豫防心得書左ノ通追加候條此旨相
違候事

種痘術心得書

種痘術ヲ施ス者ハ種痘ノ適否、接種ノ方法、痘苗ノ採取及貯蓄ノ法、善不善感
ノ鑑別、種痘ノ注意ヲ詳知セサルヘカラス其要左ノ如シ

第一 種痘ノ適否

- 第一條 種痘ハ左ニ掲ケル者ニハ施ササルヲ可トス
- 一、生後七十日ヲ經サル者
- 二、種痘ノ爲ニ一時増進スヘキ病患アル者
- 三、丹毒流行ノ土地ニ居住スル者
- 四、蔓延性ノ皮膚病アル者
- 五、熱性病ニ罹リ居ル者
- 第二條 種痘ニ適スル時季ハ春(三月、四月、五月)、秋(九月、十月、十一月)

二季ヲ以テ最良トス、然レトモ四季共ニ之ヲ施シテ妨ナシ
第二 接種ノ方法
第三條 種痘ヲ施スハ上膊三稜筋ノ停ニ於テ各三針乃至五針受痘者ノ年齢トシ
各針ノ距離由尺五分以上ニシテ痘痕ノ並輪直ニ密接セサル程注意スヘシ
第四條 施術ニ先チ針先ヲ拭淨シ、一時ニ數人ニ接種スルトキハ一人毎ニ之ヲ
拭淨スヘシ
第五條 良性ナル痘漿ヲ採リテ移種スルヲ確實ノ良法トスレトモ、此法能ハサ
ルトキハ貯蓄ノ痘苗ニシテ成ルヘク新鮮ナル者ヲ撰ヒ用フヘシ、但シ痲皮ハ
用ヒサルヲ可トス

第三 痘苗採取及貯蓄ノ法

(動物性牛痘漿ノ行ハレル今日ニ在テハ此部必要ナ
ラサレトモ歴史的參考ノ爲ニ掲ケル事トナセリ)

- 第六條 痘苗ハ左ニ掲ケル者ヨリ採取スヘカラス
- 一、痘痕ノ成形成度及過大ノ者、發症非常ニ大ナル者、痘痕又ハ全部ニ水泡
ヲ生スル者
- 痘痕非常ニ隆起シテ澄明ノ漿液ヲ漏出スル者
- 一種ノ疑フヘキ色、例之ハ紅藍色ヲ呈セルカ如キ者
- 但シ此等ノ異常痘痕ノ近傍ニ在ル正痘モ亦同シ
- 二、痘漿ノ血液ヲ混スル者痘ノ中央ニ在ル痘漿ノ腐敗ニ向ハントスル者、痘
痕ノ已ニ化膿ニ傾キシ者、爬搔又ハ摩擦ノ爲ニ破潰セシ者
- 三、梅毒、麻病及皮膚病ニ罹リ居ル者營養不良ナル者
- 四、丹毒ヲ併發セル者、經過不整ニシテ不善感ノ疑ヒアル者(第十四條ヲ
參照ス可シ)
- 五、天然痘ヲ經タル者、再三種ノ者
- 第七條 痘漿ヲ採ルハ通常接種後第八日(二十四時間ヲ以テ一日)ヲ以テ佳トス
ト雖モ、時候ノ寒暖及各人ノ性質ニ隨ヒ第七日又ハ第八日ヲ以テ適度トスル
コトアリ、痘痕ハ善感良性ノ者ニシテ其含包セル所ノ漿液ハ潤滑セシ、粘稠

膿満ノ如クナルヘシ

第八條 痘瘰ヲ採ルニハ痘瘰ノ中心ヲ避テ痘面ヨリ斜ニ穿刺シ深ク刺シ出血セシムヘカラス

第九條 發痘一類ナル者ノ痘瘰ハ其膿液ヲ採ルヘカラス又數顆アルモ其類一類ハ傷ケヘカラス

第十條 痘苗ヲ貯蓄シテ接種ノ用ニ供セントスルニハ、硝子瓶間ニ貯ヘテ密封シ又ハ硝子製毛細管ニ吸入セシメテ其兩端ヲ固封シ、日光及寒熱ノ劇度ヲ避ケ貯フヘシ(痘苗ノ貯蓄法甚宜シキヲ得ルトキハ五箇月間充分ノ效アリ)

第四 善感不善感ノ鑑別

第十一條 種痘善感不善感ヲ鑑別スルニハ左ノ各項ヲ以テ要點トス

一、接種後第二日以内ニ形成ヲ始メシヤ否

二、痘瘰常形ニシテ其大サ及硬サハ皮下共ニ同一ナルヤ否

三、紅暈ハ常形ナルヤ否

四、經過雖然トシテ其時ヲ限ラサルヤ否

五、第八日ニ至リテ微熱ヲ發スルヤ或ハ然ラサルモ其他ノ微候ヲ呈スルヤ否

六、痂皮ハ暗褐色又ハ黒色ニシテ其厚サ及ヒ硬サハ常度ナルヤ否

第十二條 種痘善感ノ微候ハ左ノ經過ニ就テ知ルヘシ、接種後第一日第二日ノ間ハ他ノ刺傷ニ異ナルコト無シ、施術後針痕ノ周圍ニ淡紅色ノ小暈ヲ發スレトモ暫時ニシテ消失ス(或ハ此暈ヲ見サレトコトアリ)

第三日ニハ針痕ノ部ニ小ナル紅點ヲ生シ、試ニ指頭ヲ以テ之ニ觸レハ粘々隆起セルヲ覺ユ、經過緩慢ナル者ハ第四日乃至第五日ニ至リ始メテ此ノ紅點ヲ生スルコトアリ、第四日ニハ紅色ニシテ硬ク且ツ隆起セル圓形若シクハ楕圓形ノ小結節ヲ生ス

第五日ニハ結節細小ノ水疱トナリ、其周圍ニ狭キ紅暈ヲ見ル

第六日ニハ水疱稍々増大シ其邊緣隆起シテ泡ノ中央ニハ陷凹ヲ呈シ、泡中ニ

面ヲ呈シ、或ハ濕潤セル淡色ノ痂皮トナルヲ見ル

三、紅暈速ニ増大シテ腫起シ或ハ遂ニ潰瘍ニ陥ル

四、第八日ニ至リ數泡相合シテ一大潰瘍トナリ或ハ一面ノ痂皮ヲ結ヒ其潰瘍又ハ痂皮ノ周圍ニハ廣ク赤色ヲ呈ス

五、痂皮剝脱ノ後ニ遺セル瘰癧ハ深ク不整形ヲ呈シ其底面平滑ナリ

第五 種痘ノ注意

第十四條 初種ノ不善感ハ痘苗ノ不良ナルカ或ハ其人一時ノ不感性ヲ有セルニ因ルモノナルガ故ニ三、四週ノ後善感ナル痘苗ヲ撰ミテ更ニ接種スヘシ

第十五條 種痘ヲ施スニ當リテハ併發症ヲ防キ、殊ニ天然痘流行ノ際ニハ接種後第八日ニ至ルマテハ嚴ニ其感染ヲ防禦スヘシ、然レトモ受痘者已ニ暗ニ天然痘ニ感染セシ其潜伏期ニ於テ接種スルコト間々之アリ

第十六條 天然痘流行シ種痘ヲ發給スヘカラサル際ニハ第一條各項ニ掲クル者ト雖モ熱性病ヲ除クノ外ニ總テ接種ス可シ

第十七條 種痘中ハ寒冷ヲ避ケシメ、成ルヘク清器ノ空氣中ニ居ラシムヘシ、平常慣習セル食物等ハ總テ禁忌スルニ及ハス又別ニ醫藥ヲ要セス

七、種痘規則

(明治十八年十一月八日 太政官布告第三四號)

種痘規則左ノ通制定シ明治十九年一月一日ヨリ施行ス

但シ明治十九年内務省甲第八號及甲第十六號布達ハ此規則施行ノ日ヨリ廢止ス

種痘規則

第一條 種痘ハ小兒出生後滿一年以内ニ之ヲ行フヘシ、若シ不善感ナルトキハ更ニ一週年以内ニ再三種ヲ行フヘシ

第二條 種痘ハ善感後ト雖トモ五年乃至七年ニ再種ヲ行ヒ、再種後五年乃至七年ニ三種ヲ行フヘシ

ハ稀薄透明ニシテ稍々帶藍色ナル液ヲ充實シ周圍ノ紅暈稍々増大ス

第七日ニハ該症益々増進ス

第八日ニハ痘瘰全ク形成ス、其大サ豆大ニシテ周圍ハ痂皮シ微シク疼痛アリ

泡中ノ液ハ倍々充實シ、紅暈又著シク増大ス、此期ニ當リ(或ハ此期以前)微熱ヲ發シ或ハ全ク熱候ナク顔面ハ蒼白色ヲ呈スルコトアリ、又腋下ニ疼痛ヲ覺ユ水腫腫脹起スルコトアリ

第九日ニハ紅暈更ニ増大シ、其色深モ亦加ハル

第十日ニハ泡液化膿シテ白濁或ハ黄色ノ濃稠液ト爲リ、泡ノ中央稍々凸隆ス然レトモ其形必ス扁圓ナリ

第十二日ニ至ル迄ハ痘瘰其形狀ヲ變スルコトナク、此日ヨリ收斂ヲ始メ、泡ノ中央ヨリ邊緣ニ向ヒテ次第ニ乾固シ、漸ク褐色ニ變シ、周圍ノ紅暈亦漸ク消退ス

爾後暗褐色又ハ黒色ニシテ堅實ナル厚痂ヲ結ヒ、初メハ皮膚ニ緊着シテ容易ニ剝落セス、結痂後八日乃至十日ニ至リ初メテ剝脱ス、其剝脱ノ後ニ遺セル瘰癧ハ圓形又ハ楕圓形ニシテ淺キ凹窩ヲ爲シ、更ニ數多ノ少凹點ヲ呈ス

但一回接種セシ者ニ再三種シテ感染スルコトアルモ、其痘瘰小ニシテ七八日間ニ全ク經過スルヲ常トス

第十三條 種痘不善感ノ階級ハ左ノ如シ

一、接種後第二日以内ニ成形ヲ始メ常形ニ違セス直ニ廣ク蔓延セル炎症ヲ發シ、皮下ニ硬キヲ覺ユスシテ紅暈ハ不整形ナリ、痘瘰ハ速ニ化膿シ、其隆起ノ狀或ハ半球形或ハ圓錐形ト爲リ乾固スレハ黄色ニシテ發珠ナル痂皮ヲ結フ、(時トシテハ第二日以後ニ成形ヲ始ムル者アルトモ其經過總テ不整形ナルヲ以テ自ラ善感ノ者ト區別スルヲ得ヘシ、又不善感ノ者ト雖モ腋下ニ疼痛ヲ覺ユ微熱ヲ發スルコト無キニ非ス)

二、接種後第一日ニ大ナル赤色ノ泡ヲ生シ速ニ膿液ヲ充實シ、上皮破レテ膿

第三條 天然痘流行ノ兆アルトキハ第一條第二條ノ期限ニ拘ラス、掛官吏ノ指定ナル期日内ニ種痘ヲ行フヘシ

第四條 種痘ヲ受ケキ者病氣或ハ事故アリテ第一條第二條第三條ノ時期ニ種痘ヲ行フコト能ハサルトキ、病氣ハ醫師ノ診斷書、事故ハ親戚又ハ隣保ノ證明ヲ爲シタル證書ヲ添ヘ戶長役場ノ届出ヘシ

第五條 種痘ヲ受ケキ者ハ醫師ノ指定ナル日ニ於テ檢驗ヲ受ケ痘瘰採取ヲ要スルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條 種痘濟ノ者ハ醫師ヨリ種痘證ヲ受領シ戶長役場ニ届出ヘシ

但天然痘ニ罹リタル者ハ醫師ヨリ其證ヲ受領シ本條ニ準スヘシ

第七條 十六歳未満ノ者ノ尊長後見人若クハ雇主等ニシテ、現ニ其幼者ヲ監督スル者ハ前各條ノ責ニ任スヘシ、貧院、育兒院等ハ入院ノ者ハ該主長ニ於テ前各條ノ責ニ任スヘシ

第八條 醫師ハ種痘ノ善感不善感ヲ檢驗シ、種痘證ヲ附與スヘシ

但天然痘ニ罹リタル者ヲ治療シタルトキハ本條ニ準シ其證ヲ附與スヘシ

第九條 第一條、第二條、第三條、第四條、第五條、第六條及第八條ヲ犯シタル者ハ五十錢以上五十錢以下ノ科料ニ處ス

第十條 府知事縣令ハ種痘明細表ヲ製シ、毎年一月七月ノ兩度内務卿ニ報告ス

第十一條 此規則ヲ施行スル方法細則ハ府知事縣令ニ於テ便宜取設ケ内務卿ニ届出ヘシ

第三章 外國法令

第一節 獨逸

一、獨逸帝國種痘法 (一八七四年)

(官報第三十一頁)

天佑ニ依リ獨逸皇帝タル朕ウイルヘルムハ帝國議會ノ協贊ヲ經タル左ノ法律ヲ
裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 左ニ掲クル者ハ種痘ヲ受クヘシ

一、滿一歳以下ノ嬰兒但シ天然痘ヲ經タリトノ醫師ノ證明アルモノハ此限ニ
アラス

二、日曜學校及夜學校ヲ除キ其他ノ公立若ハ私立學校ノ生徒ハ滿十二歳トナ
リタル年ニ種痘ヲ受クヘシ但シ最近五ヶ年間に天然痘ヲ經タルカ若クハ種
痘感シタル醫師ノ證明アルトキハ此限ニアラス

第二條 前條ニ據リ種痘ヲ受クヘキ義務アルモノニシテ種痘ヲ受クルトキハ生
命健康ニ危險ヲ及ボスヘキ醫師ノ證明アルトキハ其危險ヲキニ至リタルトキ
ヨリ一ヶ年以内ニ種痘ヲ受クヘシ

前項ノ危險尙存スルヤ否ヤニ付キ疑アルトキハ種痘醫(第六條)之ヲ診斷ス

第三條 種痘ヲ受クタルモ醫師ニ於テ不感ト診斷シタルトキハ遲クモ其次年內
ニ尙不感ナルトキハ其次年內ニ種痘ヲ受クヘシ

管轄官廳ハ第三回月ノ種痘ニ付テハ種痘醫ノ手術ヲ受クヘキコトヲ命スルコ
トヲ得

第四條 法定ノ理由ナクシテ(第一條及第二條)種痘セサル者ハ管轄官廳ノ指定

製造セシメ共供給ヲ監督スヘシ

痘苗製造所ハ無償ニテ牛痘苗ヲ種痘醫ニ交付シ其製造交付ヲ帳簿ニ記入シ置
クヘシ

公吏タル痘痘醫ハ他ノ請求アルトキハ己ノ需要ニ差支ヘサル限り無償ニテ
附與スヘキ義務アルモノトス

第十條 種痘シタル後其效果ヲ檢診シテ(第五條)種痘證書ヲ附與ス、種痘證書
ハ種痘見ノ姓名生年月日ヲ記シタルモノニシテ種痘ヲ受ケテ法律上ノ義務ヲ
履行シタル者ナルカ、或ハ次年ニ於テ種痘ヲ受クヘキ者ナルカヲ證明ス

種痘ヲ延期シ或ハ種痘ヲ要セストスル醫師ノ證明書ニハ種痘證書ニ記載セル
人名ヲ掲ケ種痘セサル理由若クハ種痘猶豫ノ期限ヲ明記スヘシ

第十一條 前條證明書ノ様式ハ聯邦議會之ヲ定ム

前項證明書ノ交付ハ初度ハ捺印手数料ヲ徴セス

第十二條 父母、養父母、又ハ後見人ハ官廳ノ請求アリタルトキハ證書(第十
條)ヲ呈示シテ其子女又ハ被後見人ノ種痘済ナルコト或ハ法定ノ理由アリテ
延期シタルモノナルコトヲ證明スヘシ

第十三條 生徒ニ種痘義務アル學校(第一條第二項)ノ首長ハ其生徒入學ノ際種
痘證書ヲ呈示セシメ法定ノ種痘ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査スヘシ

學校長ハ其生徒力進學中第一條第二項ニ據リ種痘ヲ受クヘキ義務生シタルト
キハ其義務ヲ履行スルヲ監督スヘシ

法定ノ理由ナクシテ種痘セサルトキハ之ヲ強制スルヲ得ヘシ學校長ハ學年ノ
終リ四週間前ニ生徒ニシテ種痘ノ證ナキ者ヲ管轄官廳ニ届出ツヘシ

第十四條 父母、養父母、及後見人第十二條ニ規定シタル證明ヲ爲ササルトキ
ハ二十馬克以下ノ罰金ニ處ス

父母、養父母又ハ後見人ハ其子女又ハ被後見人ヲシテ法定ノ理由ナク且ツ官
廳ノ要求アルニ拘ハラヌ種痘ヲ受ケシメサルカ又ハ呈示(第五條)ヲ爲ササル

スル期間内ニ種痘ヲ受クヘシ

第五條 種痘ヲ受クタル小兒ハ種痘シタル日ヨリ六日後八日前ニ種痘醫ノ檢診
ヲ受クヘシ

第六條 聯邦種痘區ニ分チ一區域ニ各一名ノ種痘醫ヲ置ク
種痘醫ハ毎年五月始メヨリ九月終リニ至ル迄ノ間ニ於テ場所及日時ヲ公告シ
其區域内ノ住民ニ對シ無償ニテ種痘ヲ爲ス

種痘場及種痘見ヲ呈示スヘキ場所ニ付テハ其區域内ノ各地ヨリ最近種痘所若
クハ呈示スヘキ場所ニ至ルマテ五「キロメートル」ヲ超エサルヲ選定ス

第七條 管轄官廳ハ種痘期日前第一條第一項ニ據リ種痘ヲ受クヘキ者ノ名簿ヲ
種痘區域毎ニ調製シ置クヘシ

第一條第二項ニ據リ種痘ヲ受クヘキ兒童ノ名簿ハ其學校長之ヲ調製シ置クヘ
シ

種痘醫ハ該名簿ニ種痘ノ感不感ヲ記入シ若クハ延期又ハ種痘セサル理由ヲ詳
記スヘシ

該名簿ノ様式ハ聯邦議會之ヲ定ム

第八條 種痘醫ニアラサル醫師モ種痘ヲ爲スノ權アリ

前項ノ醫師種痘ヲ爲シタルトキハ第七條ニ據リ種痘名簿ヲ調製シ年末ニ管轄
官廳ニ差出スヘシ

第九條 地方廳ハ聯邦議會ノ制定シタル規程ニ從ヒ痘苗製造所ヲ設ケ牛痘苗ヲ

トキハ五十馬克以下ノ罰金又ハ三日以内ノ拘留ニ處ス

第十五條 醫師又ハ學校長第八條第二項、第七條及第十三條ノ義務ヲ履行セサ
ルトキハ百馬克以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 權利ナクシテ他人ニ種痘ヲ爲シタル者ハ百五十馬克以下ノ罰金又ハ
十四日以内ノ拘留ニ處ス

第十七條 種痘ヲ受クヘキモノニシテ種痘ヲ怠リタルトキハ五百馬克以下ノ罰
金又ハ三日以内ノ拘留ニ處ス但シ刑法ヲ以テ重キ罰ヲ規定シタル場合ハ此限
ニアラス

第十八條 此法律ノ規定ハ千八百七十五年四月一日ヨリ施行ス

此法律施行ニ關スル細則ハ各聯邦ニ於テ之ヲ定ム

各聯邦ニ於テ制定シタル痘苗流行ニ際スル強制種痘規則ハ此法律ノ爲メニ其
效力ヲ失ハス

朕ハ茲ニ手書シ帝璽ヲ捺シテ公布セシム

伯林千八百七十四年四月八日

種痘證書、種痘名簿及證明書ニ付キ千八百七十四年十月十六日及千八百七十
八年九月五日聯邦議會ノ議決左ノ如シ

第三十六議會決議(千八百七十四年公布)

抜 萃

第三百八十二章

第四回會議ハ第百十八號提出議案ヲ審議シテ第九十三號書類種痘規則中様式
ニ關スル件、秘書官フオンリーデル氏ノ提出シタル左案ヲ可決ス

(一) 千八百七十四年四月八日公布種痘規則第十條第一項ニ據リ交付スヘキ種痘
證書ハ第百十八號書類中第一或ハ第二ノ様式ヲ用フルモノトス而シテ初種ノ
場合ニハ(種痘規則第一條第一項)赤色ノ紙片ヲ用キ再種以上ノ場合ニハ

- (一) 種痘規則第一條第二項(綠色ノ紙片ヲ用キテ印刷スヘシ、再種以上ノ場合ニハ其證書中種痘證書ナル字句ノ下括弧中ニ再種ト記スヘシ)
- (二) 種痘規則第十條第二項ニ據リ延期又ハ種痘ヲ要セストノ證明書ハ第百十八號書類中第三又ハ第四ノ様式ヲ用キ白紙ニ印刷スヘシ
- (三) 種痘規則第七條及第八條ニ規定シタル種痘名簿ハ第百十八號書類中第五ノ様式ヲ用フヘシ
- (四) 種痘一覽表ハ第百十八號書類中第六様式ヲ用フヘシ

(第一號様式)

種痘證書

種痘區名 種痘區名 號 姓 名

右何年 年 月 日第 回ノ種痘ヲ爲シタルニ 感ナリ

種痘ヲ受ケテ法定ノ義務ヲ履行シタリ

年 月 日 種痘醫師 姓 名

(裏面)

種痘ハ毎年無償ニテ各種痘區内公告シタル場所日時ニ於テ施行ス、嬰兒ハ生後滿一ケ年内ニ種痘ヲ受クヘシ、日曜學校夜學校ヲ除キ其他ノ公立又ハ私立學校ノ生徒ハ十二歳ニ達シタル年内ニ再種痘ヲナスヘシ、醫師ノ檢診ニ據リ不感ナルトキハ廻クトモ其翌年亦種痘ヲ受クヘシ、種痘ヲ受ケタル日ヨリ六日後八日前ニ醫師ノ檢診ヲ受クヘシ、父母養父母又ハ後見人ハ其子女又ハ被後見人ヲシテ法定ノ理由ナク且ツ官廳ノ要求アルニ拘ハラズ種痘ヲ受ケシメサルカ又ハ呈示ヲ爲サシメサルトキハ拘留又ハ拘留ニ處セラルヘシ

(第三號様式)

證明書

種痘區名 種痘區名 號 姓 名

右ハ 年 月 日 爲メニ種痘ヲ爲スヲ得ス仍テ 年 月 日迄法定ノ種痘ヲ猶豫ス

(裏面)

(第一號様式ニ同シ)

備考

第三號様式ハ初種タルト再種以上タルトナ間ハス病氣ノ爲メ(種痘規則第二條)一時種痘ヲ猶豫スル場合ニ使用ス其事由ハ「右」ノ下ニ記入シ其期限ハ「仍テ」ノ次ヘ記入スヘシ

種痘區ノ名稱、種痘名簿ノ番號ハ其小兒ノ肥名アル種痘名簿ヲ有スル種痘醫師ハ官廳ニ於テ此證書ノ呈示ヲ受ケタルトキ記入スヘシ

(第四號様式)

證明書

種痘區名 種痘區名 號 姓 名

右者 年 月 日 種痘ヲ受ケタリ仍テ種痘ヲ免ス 生年月日

備考

右第一ノ様式ハ法律ノ規定ニ據リ爲シタル種痘ニ使用シ初種タルト再種以上タルトナ間ハス

一、初種又ハ再種感ナリシトキハ「第 回」兩字ノ間ニ「一」若クハ「二」ト記入シ「感」ノ上ニ「善」字ヲ挿入スヘシ

二、「第三回」ノ種痘ヲ爲シタルトキハ「第三條」第 回ノ間ニ「三」ト記入シ其結果ニ依リ「感」ノ字ニ「不」又ハ「善」ノ字ヲ冠セシムヘシ

(第二號様式)

種痘證書

種痘區名 種痘區名 號 姓 名

右者 年 月 日第 回ノ種痘ヲ爲シタルニ不感ナリ

依テ明年再ヒ種痘スヘシ

年 月 日 醫師 姓 名

(裏面)

(第一號様式ニ同シ)

備考

第二號様式ハ種痘不感ナリシ場合ニ使用ス(第三條)而シテ初種タルト再種タルトナ間ハス

初種タルト再種以上タルトニ從ヒ「第 回」ノ間ニ「一」若クハ「二」ノ字ヲ記入スヘシ

年 月 日

種痘醫師 姓 名

(裏面)

(第一號様式ニ同シ)

備考

第四號様式ハ初種タルト再種以上タルトナ間ハス種痘ヲ免シタル者ニ附與ス但免シタル理由痘疹ヲ經タルカ故ナルトキハ「年月日ヨリ」感「迄」ヲ抹殺スヘシ若シ前ノ種痘感ナリシ故ナルトキハ「年月日ヨリ」經「タリ」迄ヲ抹殺スヘシ

種痘區ノ名稱種痘名簿ノ番號ハ其小兒ノ肥名アル種痘名簿ヲ有スル種痘醫師若クハ官廳ニ於テ其呈示ヲ受ケタルトキ記入スヘシ

【第三十六回議會ノ決議 (一千八百七十八年公布) 第四百四十二章

第四回會議ニハ第九十六號議案種痘規則ノ様式中改正ノ件提出セラレタリ

樞密顧問官フオン、スヒツツエンベリ氏ノ提出シタル左案ヲ可決ス

- (一) 種痘名簿ニ關スル第五様式及種痘施行一覽表ニ關スル第六様式ニ付テハ爾今第九十六號書類中第五乃至第八號ノ様式ニ據ルコトトスヘシ
- (二) (譯者云フ本項ノ改正ハ單ニ字句ノ改正ニシテ翻譯上關係ナキコト故略)

(第五號様式)

年初種痘見名簿

第 年	第 號	姓 名	生 年 月 日
痘 初 種 兒	生 年 月 日	姓 名	生 年 月 日
	(一)	(二)	(三)

故ニ次年ニ種痘セシムヘキモノノ備考	(其)
備考	(七)

第五號様式ノ備考

第一、初種痘見ノ名簿ニ記入スヘキ者左ノ如シ

一、前年初種痘見名簿第二十六行ニ於テ次年ニ繰込ミタル者

二、前曆年間ニ出生シ其種痘區ニ住スル一年未滿ノ兒童而シテ前曆年ニ種痘ヲ受ケタルト否トテ問ハス

三、前曆年ニ出生シ種痘感ノ證ナキモノニシテ當曆年間ニ他ノ種痘區ヨリ移住シ來リタル者

第二、第八行ニ記入スヘキコト左ノ如シ

一、人痘漿ヲ以テ身體ヨリ直接ニ移種シタルトキハ痘漿ヲ採取シタル兒童ノ姓名

二、保存シタル人痘苗ヲ以テ種痘シタルトキハ其痘苗ヲ受取リタル痘苗製造所又ハ種痘醫ノ名

三、牛痘ヲ以テ種痘シタルトキハ其牛牛ヲ所有シタル又ハ其痘苗ヲ保有シタル製造所若クハ私人ノ名ヲ記入スヘシ

第三、第二十六行ニハ左ノ者ヲ記入スヘシ

一、檢驗ヲ經サルモノ即チ第十六行ニ於テ「不受」ト記シタル者

二、第一回及第二回ノ種痘感ナリシ者但第三回目ハ此限ニ在ラス(第六行及第十七行ニ依リ知ルヲ得)

三、醫師ノ證明ニ依リ(第二十四行)又ハ居所不明ノ爲メ(二十一)行)又ハ規則違反ノ爲メ(七)

父母、養父、母又ハ後見人		姓名	從前種痘度數		種痘月日	種痘ノ場所		種痘ノ種類			切斷シタル又ハ刺衝シタル類數		檢驗ヲ經タル否ト其月日		感不感		發痘シタル類數		種痘		事項		
父	母	姓	身	分	住	所	名	人痘苗	牛痘苗	類	種痘	類	種痘	類	種痘	類	種痘	類	種痘	類	種痘	類	種痘
		姓	身	分	住	所	名	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	「カリスリン」ヲ混シタルモノヲ用ユ	
		(四)						(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)

則ニ違反シテ(二十五)行)種痘ヲ爲サザリシ者

第四、少クモ一箇ノ成熟シタル痘胞アルトキハ善感トシテ記スヘシ

再種以上ノ場合ニハ痘胞ハ多クハ完全ナル標章ナキモノナリ故ニ檢驗ニ際シ少クモ乾燥セル痘胞一顆アルカ若クハ經過佳良ナリシ精滴一顆以上アルトキハ善感トシテ記スヘシ

(第六號様式)

種痘		發痘シタル類數		感不感		事項	
種痘	事項	死亡ノ爲メ	移轉ノ爲メ	移轉ノ爲メ	移轉ノ爲メ	移轉ノ爲メ	移轉ノ爲メ
		(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)
再種痘	姓名	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)
受ケヘキ者	生年月日	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)
父母、養父、母又ハ後見人	姓名	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)
最近五ヶ年間種痘シタル度數	身	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)
種痘ノ場所	身	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)
種痘ノ種類	身	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)
類	身	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)
牛痘苗	身	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)
人痘苗	身	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)
類	身	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)
種痘	身	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)
種痘	身	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)
種痘	身	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)
種痘	身	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)
種痘	身	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)
種痘	身	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)
種痘	身	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)
種痘	身	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)
種痘	身	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)	(二十五)
種痘	身	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)
種痘	身	(二十二)	(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(二十七)
種痘	身	(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(二十七)	(二十八)
種痘	身	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(二十七)	(二十八)	(二十九)
種痘	身	(二十五)	(二十六)	(二十七)	(二十八)	(二十九)	(三十)
種痘	身	(二十六)	(二十七)	(二十八)	(二十九)	(三十)	(三十一)
種痘	身	(二十七)	(二十八)	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)
種痘	身	(二十八)	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)	(三十三)
種痘	身	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)	(三十三)	(三十四)
種痘	身	(三十)	(三十一)	(三十二)	(三十三)	(三十四)	(三十五)
種痘	身	(三十一)	(三十二)	(三十三)	(三十四)	(三十五)	(三十六)
種痘	身	(三十二)	(三十三)	(三十四)	(三十五)	(三十六)	(三十七)
種痘	身	(三十三)	(三十四)	(三十五)	(三十六)	(三十七)	(三十八)
種痘	身	(三十四)	(三十五)	(三十六)	(三十七)	(三十八)	(三十九)
種痘	身	(三十五)	(三十六)	(三十七)	(三十八)	(三十九)	(四十)
種痘	身	(三十六)	(三十七)	(三十八)	(三十九)	(四十)	(四十一)
種痘	身	(三十七)	(三十八)	(三十九)	(四十)	(四十一)	(四十二)
種痘	身	(三十八)	(三十九)	(四十)	(四十一)	(四十二)	(四十三)
種痘	身	(三十九)	(四十)	(四十一)	(四十二)	(四十三)	(四十四)
種痘	身	(四十)	(四十一)	(四十二)	(四十三)	(四十四)	(四十五)
種痘	身	(四十一)	(四十二)	(四十三)	(四十四)	(四十五)	(四十六)
種痘	身	(四十二)	(四十三)	(四十四)	(四十五)	(四十六)	(四十七)
種痘	身	(四十三)	(四十四)	(四十五)	(四十六)	(四十七)	(四十八)
種痘	身	(四十四)	(四十五)	(四十六)	(四十七)	(四十八)	(四十九)
種痘	身	(四十五)	(四十六)	(四十七)	(四十八)	(四十九)	(五十)

第六號様式ノ備考

第一、再種痘名簿ニ記入スヘキ者左ノ如シ

一、前年再種痘名簿第二十七行ニ於テ次年ニ繰込ミタル者

二、其種痘區内ノ公立又ハ私立學校(日曜學校及夜學校ヲ除ク)ノ生徒ニシテ其年ニ十二歳ニ達シタル者而シテ最近五ヶ年間ニ種痘感ナリシト又ハ痘疹ヲ經過シタルモノトテ問ハス種痘醫ハ醫師ノ證明書ニ據リ若クハ自カラ右事實ノ有無ニ付テ調査シ若シ其一ニ當ルモノナルトキハ其旨ヲ様式中所定ノ欄内ニ記入スヘシ

第二、第八行ニ記入スヘキコト左ノ如シ

一、人痘漿ヲ以テ身體ヨリ直接ニ移種シタルトキハ其痘漿ヲ採取シタル兒童ノ姓名

種痘		發痘シタル類數		感不感		事項	
種痘	事項	死亡ノ爲メ	移轉ノ爲メ	移轉ノ爲メ	移轉ノ爲メ	移轉ノ爲メ	移轉ノ爲メ
		(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)
再種痘	姓名	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)
受ケヘキ者	生年月日	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)
父母、養父、母又ハ後見人	姓名	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)
最近五ヶ年間種痘シタル度數	身	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)
種痘ノ場所	身	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)
種痘ノ種類	身	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)
類	身	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)
牛痘苗	身	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)
人痘苗	身	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)
類	身	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)
種痘	身	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)
種痘	身	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)
種痘	身	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)
種痘	身	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)
種痘	身	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)
種痘	身	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)
種痘	身	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)
種痘	身	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)
種痘	身	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)	(二十五)
種痘	身	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)
種痘	身	(二十二)	(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(二十七)
種痘	身	(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(二十七)	(二十八)
種痘	身	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(二十七)	(二十八)	(二十九)
種痘	身	(二十五)	(二十六)	(二十七)	(二十八)	(二十九)	(三十)
種痘	身	(二十六)	(二十七)	(二十八)	(二十九)	(三十)	(三十一)
種痘	身	(二十七)	(二十八)	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)
種痘	身	(二十八)	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)	(三十三)
種痘	身	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)	(三十三)	(三十四)
種痘	身	(三十)	(三十一)	(三十二)	(三十三)	(三十四)	(三十五)
種痘	身	(三十一)	(三十二)	(三十三)	(三十四)	(三十五)	(三十六)
種痘	身	(三十二)	(三十三)	(三十四)	(三十五)	(三十六)	(三十七)
種痘	身	(三十三)	(三十四)	(三十五)	(三十六)	(三十七)	(三十八)
種痘	身	(三十四)	(三十五)	(三十六)	(三十七)	(三十八)	(三十九)
種痘	身	(三十五)	(三十六)	(三十七)	(三十八)	(三十九)	(四十)
種痘	身	(三十六)	(三十七)	(三十八)	(三十九)	(四十)	(四十一)
種痘	身	(三十七)	(三十八)	(三十九)	(四十)	(四十一)	(四十二)
種痘	身	(三十八)	(三十九)	(四十)	(四十一)	(四十二)	(四十三)
種痘	身	(三十九)	(四十)	(四十一)	(四十二)	(四十三)	(四十四)
種痘	身	(四十)	(四十一)	(四十二)	(四十三)	(四十四)	(四十五)
種痘	身	(四十一)	(四十二)	(四十三)	(四十四)	(四十五)	(四十六)
種痘	身	(四十二)	(四十三)	(四十四)	(四十五)	(四十六)	(四十七)
種痘	身	(四十三)	(四十四)	(四十五)	(四十六)	(四十七)	(四十八)
種痘	身	(四十四)	(四十五)	(四十六)	(四十七)	(四十八)	(四十九)
種痘	身	(四十五)	(四十六)	(四十七)	(四十八)	(四十九)	(五十)
種痘	身	(四十六)	(四十七)	(四十八)	(四十九)	(五十)	(五十一)
種痘	身	(四十七)	(四十八)	(四十九)	(五十)	(五十一)	(五十二)
種痘	身	(四十八)	(四十九)	(五十)	(五十一)	(五十二)	(五十三)
種痘	身	(四十九)	(五十)	(五十一)	(五十二)	(五十三)	(五十四)
種痘	身	(五十)	(五十一)	(五十二)	(五十三)	(五十四)	(五十五)

二、保存シアリシ人痘漿ヲ以テ種痘シタルトキハ其痘苗ヲ受取リタル痘苗製造所又ハ種痘醫ノ名
種痘醫カ供給シタル痘苗一人ノ小兒ヨリ採取シタルモノナルトキハ其小兒ノ姓名若シ多敷ノ小兒ヨリ採取シテ混和シタルモノナルトキハ其醫師ノ名ヲ記入スヘシ

三、牛痘ヲ以テ種痘シタルトキハ「其價牛ヲ所有シタル者シクハ」其痘苗ヲ受取保有シタル痘苗製造所若クハ私人ノ名ヲ記入スヘシ

第三、第二十七行ニハ左ノ者ヲ記入スヘシ

一、検診ヲ經サル者即チ第十六行ニ於テ「不受」ト記シタル者

二、第一回及第二回ノ種痘不感ナリシ者但第三回目ハ此限リニアラス（第六行及第十七行ヨリ知ルヲ得ヘシ）

三、居所不明又ハ不在ノ爲メ（第二十二行）或ハ醫師ノ證明ニ據リ（第二十五行）或ハ規則ニ違反シテ（第二十六行）種痘セサリシ者

第四、少クモ一類ノ成熟シタル痘胞アルモノハ「不感」トシテ記スヘシ
再種以上ノ場合ニハ痘胞ハ多クハ完全ナル徵候ナキモノナリ故ニ檢診ニ際シテ少クモ乾燥セル痘胞一類アルカ若クハ經過佳良ナリシ結痂一類以上アルトキハ「不感」トシテ記スヘシ

（第七號様式）

第 號		、、、年出生シタル年ニ種痘スヘキ嬰兒名簿	
出生シタル 受ケル者	姓 名	生 年 月 日	姓 名
父母、養父 母又ハ後見 人	姓 名	生 年 月 日	姓 名
	(四)	(五)	(五)

ノ名ヲ記入スヘシ

三、牛痘苗ヲ以テ種痘シタルトキハ「其價牛ヲ所有シタル者シクハ」其痘苗ヲ受取保有シタル痘苗製造所若クハ私人ノ名ヲ記入スヘシ

第三、少クモ一類ノ成熟シタル痘胞アルモノハ「不感」トシテ記スヘシ
再種以上ノ場合ニハ痘胞多クハ完全ナル徵候ナキモノナリ故ニ檢診ニ際シテ少クモ乾燥セル痘胞一類アルカ若クハ經過佳良ナリシ結痂一類以上アルトキハ「不感」トシテ記スヘシ

（第八號様式）

種痘區		、、、年初種痘一覽表	
最近調査ノ人口	(一)	初種痘兒ノ總數	(二)
當年出生シタルモノニシテ種痘不感ノ者	(三)	當年種痘者	(四)
移 轉	(五)	死 亡	(六)
痘給ヲ經過セル痘種ヲ免シタル者	(七)	痘給ヲ經過セル痘種ヲ免シタル者	(八)
前年種痘不感ニ記入アルモノ	(九)	前年種痘不感ニ記入アルモノ	(十)
種痘義務ア	(十一)	第一回	(十二)
再種痘兒ノ數	(十三)	第二回	(十四)
總 回 數	(十五)	第三回	(十六)
右ノ中	(十七)	總 回 數	(十八)

種痘シタル月日	(六)	種痘ノ山所	(七)
人痘苗	(八)	牛痘苗	(九)
「グリッリン」ヲ混シタル痘苗ヲ用ユ	(十)	「グリッリン」ニ混シタル痘苗ヲ用ユ	(十一)
身體ヨリ直接ニ移種ス	(十二)	「グリッリン」ヲ混シタル痘苗ヲ用ユ	(十三)
其他ノ方法ニテ保管シタル痘苗ヲ用ユ	(十四)	其他ノ方法ニテ保管シタル痘苗ヲ用ユ	(十五)
切截又ハ刺傷シタル顆數	(十六)	發痘シタル顆數	(十七)
檢診ヲ受ケタルヤ否ヤ其月日	(十八)	感、不 感	(十九)
備考	(二十)		(二十一)

第七號様式備考

第一、種痘醫ハ出生シタル年ニ種痘スヘキ者ニシテ實際種痘ヲ受ケタル小兒ノ姓名等凡テ様式中各欄ノ名稱ニ據リ記入スヘシ

第二、第八行ニ記入スヘキ亦左ノ如シ

一、人痘漿ヲ以テ身體ヨリ直接ニ移種シタルトキハ其痘漿ヲ採取シタル小兒ノ姓名

二、保存シアリシ人痘漿ヲ以テ種痘シタルトキハ其痘苗ヲ受取リタル痘苗製造所又ハ種痘醫ノ名ヲ記入スヘシ

種痘醫ノ供給シタル痘苗一人ノ小兒ヨリ採取シタルモノナルトキハ其小兒ノ姓名若シ多敷ノ小兒ヨリ採取シテ混和シタルモノナルトキハ其醫師

種痘シタル者	(一)	不 感	(二)
檢診ヲ受ケサル故效果不明ノ者	(三)	第二回	(四)
身體ヨリ直接ニ移種ス	(五)	第三回	(六)
「グリッリン」ヲ混シタル痘苗ヲ用ユ	(七)	第一回	(八)
其他ノ方法ニテ保管シタル痘苗ヲ用ユ	(九)	牛痘苗	(十)
身體ヨリ直接ニ移種ス	(十一)	人痘苗	(十二)
「グリッリン」ヲ混シタル痘苗ヲ用ユ	(十三)	種痘ノ種類	(十四)
其他ノ方法ニテ保管シタル痘苗ヲ用ユ	(十五)	牛痘苗	(十六)
身體ヨリ直接ニ移種ス	(十七)	人痘苗	(十八)
「グリッリン」ヲ混シタル痘苗ヲ用ユ	(十九)	種痘セ	(二十)
其他ノ方法ニテ保管シタル痘苗ヲ用ユ	(二十一)	サリシ者	(二十二)
身體ヨリ直接ニ移種ス	(二十三)	當年出生シタル者ニシテ已ニ種痘不感ノモノ	(二十四)
「グリッリン」ニ混シタル痘苗ヲ用ユ	(二十五)	備考	(二十六)
其他ノ方法ニテ保管シタル痘苗ヲ用ユ	(二十七)		(二十七)

（第九號様式）

種痘區		、、、年初種痘一覽表	
最近調査ノ人口	(一)	再種痘兒ノ數	(二)
當年種痘者	(三)	死 亡	(四)
移 轉	(五)	種痘シタル者	(六)
右ノ中	(七)	種痘シタル者	(八)

備考

(其)

一、獨逸帝國種痘法施行規則

(千八百八十六年四月六日) (省令ヲ以テ發布)

聯邦議會ハ客年六月十八日ノ會議ニ於テ委員ヨリ提出シタル種痘施行上ノ安全ヲ保障スヘキ規則ヲ定ムルノ議案ヲ可決シタリ此議案タル種痘施行ニ際シ成ル可ク種痘ヲ受ケル者ノ危險ヲ排除シ種痘ノ數額ヲシテ永ク危險ニ勝タシメントスルノ精神ニ出タルモノニシテ其決議ノ附件左ノ如シ

一、種痘施行ニ際シ醫師ニ關スル規定
二、種痘者家族ノ心得ニ關スル規定
三、種痘施行ニ際シ地方警察官署ノ爲スヘキ處置ニ關スル規定
此ノ附件ニ基キ其實施ノ期一チ期スル爲メ必要ノ細則ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一章 總 則

一、醫師種痘ヲ施行スルニ當テハ別則第一ノ規定ニ據ルノ外尙以下規定ニ從フ
二、警察官廳ハ別則第二種痘者家族心得ヲ印刷シ種痘義務アル者ノ家族(兩親、後見人、若クハ其代理者)ニ附與スヘシ種痘醫モ亦印刷物ヲ公定ノ種痘ヲ受ケヘキ者又若シ其者ガ未成年者ナルトキハ其家族ニ附與スヘシ種痘醫ニアラサル醫師種痘ヲナストキモ此印刷物ヲ附與スヘシ其印刷物ハ警察官廳ヨリ之ヲ交付ス
三、種痘ヲ受ケタル者種痘期ニ違ハタル者及種痘者ニ對シ種痘ノ前後及落痂期ニ至ルマテ看護ノ任ニ當ル者ハ別則第二ノ規定ヲ遵守シテ適當ノ處置ヲナスヲ志ルヘカラス

第二章 各 論

種痘者	種痘ノ種類				種痘ノ右				種痘者ノ右	種痘者ノ左	種痘者ノ右	種痘者ノ左				
	牛痘苗	人痘苗	牛痘苗	人痘苗	牛痘苗	人痘苗	牛痘苗	人痘苗					牛痘苗	人痘苗	牛痘苗	人痘苗
(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)				

別則第一第二及第三ノ第一條ニ就テ
 四、別則第一及第三ノ第一條第一項ニ規定シタル如キ傳染病アル地方ニハ其流行期間種痘ヲ施行セス又一ノ痘疹、丹毒患者アリタルトキト雖モ其ノ消滅マテハ種痘ヲ施行セス
 五、警察官廳ハ前項ノ事實アルヤ否ヤ又痘疹患者アルヤ否ヤニ付(輕、重、眞症、痘疹又ハ假痘)種痘期間絶エス周密ノ注意ヲ爲スヲ要ス醫師ニ於テモ種痘ヲ爲ストキ此點ニ注意スヘシ
 六、地方警察官廳若クハ種痘醫ニ於テ前第四項ニ規定シタル場合アルヲ知りタルトキハ相互ノ間連ニ通報ヲ爲シ所定ノ種痘期日ヲ停止スヘシ
 七、別則第一及第三ノ第一條第一項ニ規定シタル傳染病アリテ流行ト看做スヘキヤ否ヤニ付疑アルトキハ警察官廳ハ決議ヲ經テ警察官廳之ヲ決定スヘシ
 八、第四項及別則第二第一條ニ列記シタル傳染病アルカ若クハ種痘時ニ際シ痘疹患者アル家ノ家族ハ種痘期日ニ出頭スルヲ得ス警察官廳ハ此禁令ノ履行ニ付充分ニ監督ヲ爲スヘシ若シ之ニ違フ者アリタルトキハ速ニ其種痘ヲ差止ムヘシ種痘醫モ亦此點ニ注意スヘシ
 九、公定ノ種痘及其點檢ハ第四項ニ掲記シタル疾病若クハ痘疹患者アル家ニ於テ施行スヘカラス
 別則第一及其他二就テ
 第二條及第三條
 十、種痘醫ハ種痘期間患家ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ別則第二ノ看護法ヲ遵守スルヤ否ヤニ付監督ヲ爲シ規定ニ違背シタルモノアルトキハ速ニ矯正スヘシ
 十一、種痘醫ハ種痘ノ際點檢期日ヲ告知シ其期日ニハ點檢シタル初種及再種以上ノ者ニ種痘證書ヲ附與スヘシ
 十二、種痘醫ハ種痘施行ニ際シ警察官ニ請求シテ種痘場内ヲ警戒スヘシ又必要アルトキハ場内ヲ溫暖ナラシムヘシ

第四條ニ就テ
 十三、種痘施行ヲ繼續スル爲メ必要スル痘漿ヲ採取不足ナルトキハ種痘醫ハ他ノ信憑スヘキ所ヨリ得タル痘漿ヲ使用スルコトヲ得然レトモ其痘苗ハ先ツ之ヲ試験シ純良無害ナルコトヲ疑ナキニアラサレハ使用スヘカラス此場合ニ於テハ其痘漿採取上ノ障礙トナリタル事情ヲ種痘報告ニ詳記スヘシ
 第五條ニ就テ
 十四、痘漿採取ニ供スル兒童及其父母ガ所定ノ條件ヲ具備スルヤ否ヤニ就テハ採取スル種痘醫ハ充分ニ調査スルノ責アリ
 第七條ニ就テ
 十五、痘漿ヲ採取貯藏スルトキハ種痘醫ハ必ス其採取シタル兒童ノ姓名ヲ明記シ置クヘシ
 別則第三ニ就テ
 第三條
 十六、種痘期日ニハ其種痘區ノ警察官廳及市町村ノ代理者ハ種痘場ニ臨席シ醫師ヲ補助スヘシ
 十七、再種者ニ種痘スル時又ハ其點檢ヲ爲ストキハ警察官廳ハ教員ヲシテ臨席セシムヘシ臨席シタル教員ハ種痘醫及警察官廳ノ代理者ト共ニ場内ノ秩序ヲ維持監督スヘシ
 又學校ノ生徒ニ對シテハ適當ノ看護者ヲシテ種痘場ニ往復スル途中ヲ看護セシメ且ツ其ノ看護人ノ信用スヘキ者ナルヤ否ヤニ付監督スヘシ
 第四條ニ就テ
 十八、種痘日一日中ニ召集スヘキ種痘兒ノ人員ニ付疑アルカ若クハ意見一定セサルトキハ警察官廳ハ警察官ニ附リテ之ヲ決定スヘシ
 第六條ニ就テ
 十九、種痘義務者若クハ種痘期ニ違ハタル者ノ手腕及袖不潔ナルトキハ種痘ヲ

施行スヘカラス

官廳ハ此規定ノ實施ニ關シ必要ナル規則ヲ設ケ今日此規則ノ勵行ヲ努ムヘシ

千八百八十六年伯林ニ於テ

内務大臣 プットカーム

宗務學務醫務大臣 フォン、コスレル

(別則第一) 通則

(一) 痘痘ニ際シ醫師ノ守ルヘキ規程

第一條 痘痘、麻疹、實布壘利亞、格魯布、百日咳、發疹瘰癧、丹毒性ノ炎症等流行スル土地ニ於テハ痘痘醫若シ種痘施行ヲ開始シタル後其地方ニ前項ノ傳染病流行スルヲ知リタルトキ若シクハ一名タリトモ痘痘丹毒患者アルヲ知リタルトキハ速ニ其地ノ種痘施行ヲ停止シ其管轄官廳ニ通報スヘシ

第二條 種痘期日ヲ公告スルニ當リテハ豫メ種痘見ノ家族ニ公定ノ種痘及痘痘發育中ノ種痘見取扱法ニ關スル心得ヲ印刷シタルモノヲ附與スヘシ

第三條 種痘期日中種痘醫ハ其地ノ警察官廳ト協議シテ必要ノ秩序ヲ保チ種痘場内ノ雜沓ヲ豫防シ且ツ同場内ニ空氣ノ流通ヲ充分ナラシムヘシ

初種痘見ト再種痘見トハ成ルヘク雜居セシムヘカラス

(二) 痘痘ノ採收

(一) 人痘痘ヲ使用スル場合

第四條 公定種痘ニ牛痘痘ヲ使用セザル間ハ種痘醫ハ種痘施行ニ要スル痘痘ヲ其地方痘痘製造所ヨリ受クヘシ又種痘醫ハ種痘繼續及他ノ醫師ニ分與スル爲メ適當ノ種痘見ヨリ痘痘ヲ採收シ充分準備シ置クヘシ

第五條 痘痘採收ニ供スル痘痘見ハ先ツ其身體ヲ検査シ健康完全ニシテ榮養佳良ナルモノニアラサレハ用フヘカラス

惡臭アル痘痘見ハ度外ニ稀薄ノ痘痘ハ廢棄スヘシ

第十一條 痘痘ニハ純良ナル皮利散林ニアラサレハ混和スヘカラス

此場合ニハ清潔ナル硝子樽ヲ用フヘシ

(二) 牛痘痘ヲ使用スル場合

第十二條 牛痘痘ヲ以テ種痘スヘキ公告アリタルトキハ種痘醫ハ所要ノ痘痘ヲ其地ノ痘痘製造所ヨリ受クヘシ

第十三條 第七條第十條第二項及第十一條ノ規定ハ牛痘痘ヲ使用スル場合ニモ適用ス

第一節中牛痘痘ヲ使用スル場合ニ適用スヘキ條項ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

(三) 痘痘ノ保存

第十四條 液體痘痘ヲ貯藏スルニハ密閉セラルヘキ清潔ナル毛細管又ハ内容一乃至二立方仙迷ノ硝子器ヲ用フヘシ

乾燥痘痘ヲ貯藏スルニハ硝子板、硝子器又ハ象牙製、魚骨製若クハ獸角製ノ小樽ヲ用フヘシ

痘痘貯藏ノ用ニ供スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法及消毒法(煮沸スルヲ可トス)ヲ行ヒタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第十五條 痘痘ハ氷點以下ノ冷氣及攝氏五十度以上ノ溫度ニ感セシムヘカラス

(四) 初種痘及再種痘ノ施行

第十六條 生後三ヶ月未滿ノ小兒ニ種痘スヘカラス

急性又ハ慢性ニシテ營養ヲ害シ又ハ乳糜ニ變狀ヲ生スヘキ重病ニ罹レル小兒ニハ通常初種痘及再種痘ヲ施行スヘカラス

種痘醫ノ認定ニ依リテハ(即チ痘痘發生シタル場合)前二項ニ據ラサルコトヲ得

第十七條 種痘ニ使用スル器具ハ清潔ナラサルヘカラス故ニ一回使用スル毎ニ清水ヲ以テ洗滌シ能ク之ヲ乾拭スヘシ

ナルコトヲ明カニセサルヘカラス又其種痘見ハ遺傳病ニ罹ラサル兩親ノ兒童タルヲ要シ且シ屢々流産若クハ早産シタル母ノ兒童ハ痘痘採收見トシテ用ユヘカラス

痘痘採收見ハ少クモ生後六ヶ月ヲ經過シタル公生兒タルヲ要シ且長子タルヘカラス但シ兩親ノ健康ニ就テ疑フヘキ所ナキトキハ例外トシテ此條件ヲ缺クコトヲ得

痘痘採收見ハ各種ノ潰瘍發疹又ハ骨節、口唇、上脛及臍ノ贅肉腺腫及腺腫ヨリスル鼻、眼、耳ノ慢性病其他骨ノ腫脹彎曲ノ病症ナキ者ヲラサルヘカラス

又梅毒、麻病、佝僂病或ハ其他全身病ナキ者タルヲ要ス

第六條 再種以上種痘見ノ痘痘ハ唯已ムヲ得サル場合ニ於テ初種痘見ノ種痘ニシテ使用スルコトヲ得

前項種痘見ノ健康検査ニ付テハ第五條ノ標準ニ從テ精密ニ調査スルヲ要ス

第七條 種痘醫ハ其得タル痘痘ノ出所及之ヲ受取リタル時日ヲ簿冊ニ登錄シ置クヘシ若シ後日ノ使用ニ供スル爲メ若クハ他ノ醫師ニ分與スル爲メ貯藏セントスル場合ニハ其痘痘ヲ採收シタル兒童ノ姓名採收シタル月日ヲ記シ置キ且

少凡テ其痘痘ノ系統ニ付テ疑ヲ生セザル様明瞭ニ登錄シ置クヘシ

其帳簿ハ翌年ノ同期マテ保存シ置クヘシ

第八條 痘痘ヲ採收ハ種痘シタル日ヨリ一週間以後ニ施行スヘカラス

痘痘ヲ採收スヘキ痘痘ハ損傷ナク成熟シタルモノニシテ正シク接種シタル箇所ニ座スルモノナラサルヘカラス

丹毒ノ兆アル痘痘ハ決シテ痘痘採收ニ使用スヘカラス種痘見ニハ少ナクモ二個ノ痘痘ヲ殘シ置クヘシ

第九條 痘痘ヲ開破スルニハ刺衝又ハ切截スヘシ

痘痘ノ量ヲ増サン爲メ痘痘ヲ壓潰シ若クハ其周圍ヲ壓搾スヘカラス

第十條 痘痘ハ痘痘ヨリ自然ニ流出シ肉眼ノ觀察上毫モ血液又ハ稀膿ヲ含有セ

種痘器具ヲ乾拭スルニ手巾等ヲ用フヘカラス必ス石炭酸綿若クテ撒里失兒酸綿ヲ用フヘシ充分ノ清潔法ヲ加ヘ難キ物品ハ種痘ニ用フヘカラス

種痘用器具ヲ他ノ手術ニ用フヘカラス

第十八條 乾燥痘痘ヲ溶解スルニハ清水又ハ皮利散林若クハ其混和物ヲ用フヘシ

第十九條 種痘ハ通常上脛ニ施スヘシ初種痘見ニハ又臍ニ長クモ一仙迷ヲ超ヘサル三乃至五箇所ノ淺キ切截又ハ同數ノ淺キ刺衝ヲ行フヲ以テ足リ再種痘見ニハ一臍ニ五乃至八ヶ所ノ淺キ切截又ハ同數ノ淺キ刺衝ヲ行フヲ以テ足レリ

種痘スルニ當リ烈シク出血セシムヘカラス痘痘ヲ加フルニ毛筆ヲ用フヘカラス

第二十條 初種痘ニアリテハ少ナクトモ痘痘一箇以上適正ニ發育シタルヲ確感トス

再種ニアリテハ接種部ニハ小結節或ハ小水泡ヲ形成シタルトキハ確感トス

(五) 任意ノ種痘

第二十一條 此ノ規則中公ノ種痘ニ關スル第一條第二條第三條及第四條ヲ除キ其他ハ凡テ任意ノ種痘ニモ適用ス

(別則第二) 種痘見家族ノ心得方ニ關スル規定

第一條 猩紅熱、麻疹、實布壘利亞、格魯布、百日咳、發疹瘰癧、丹毒性炎症ノ如キ傳染病患者又ハ痘痘患者アル家ノ種痘見ハ一般ノ種痘期日ニ出頭セシムヘカラス

第二條 小兒ヲ種痘期日ニ出頭セシムルニハ身體ヲ清潔ニシ清潔ノ衣服ヲ着用セシムルヲ要ス

第三條 接種後ニ於テモ成ル可ク種痘見ノ身體ヲ清潔ナラシムヘシ

第四條 日々種痘見ヲ入浴セシメ難キ場合ニハ少ナクモ一日一回可寧ニ淨拭ス

ハシ

第五條 小兒ノ營養物ハ平常ノ如クスヘシ

第六條 晴天ニハ小兒ヲ屋外ニ伴フコトヲ得但シ階層ノ候ニ於テハ日光ヲ避ケ且日光ニ直射セシムヘカラス

第七條 接種箇所ニハ最モ注意ヲ加ヘ塵埃撥破及ヒ汚染ヲ防クヘシ故ニ襯衣ノ袖ハ塵埃ニ依リ接種部ヲ刺戟セサル様充分ニ廣潤ナルヲ要ス

第八條 接種後喉嚨ナルトキハ第四日ヨリ細小ノ水泡ヲ生シ通常第九日ニ至ルマテ漸次微熱中ニ増大シテ周圍ニ紅暈ヲ呈シ終ニ隆起セル痘疹ヲ形成ス此水泡中ニハ透明ノ液體ヲ含有シ其液體ハ第八日ヨリ潤滑ヲ始ム第十日乃至十二日ヨリハ痘疹漸次ニ乾固結痂シ三乃至四週ノ後ハ其痂皮自然ニ脱落ス

種痘繼施ノ爲メニ痘疹ヲ採取スルハ無痛ニシテ且ツ其小兒ニ患害ヲ胎スコトナシ

痘疹ヲ採取セザレバ痘疹ハ自然ニ潰破スルヲ常トス

第九條 痘疹ノ經過適正ノモノニアリテハ繻帶類ヲ用フルニ及ハス但痘疹接近ニ周圍ノ強ク且ツ廣キ紅暈ヲ發スル場合又ハ痘疹潰破スル場合ニハ阿列布油ニ浸シタル小布片又ハ綿織林チ塗布シタル小布片ヲ以テ上層ヲ綴結スヘシ

接種後著シキ病ヲ發シタルトキハ其都度醫師ノ治療ヲ受ケヘシ

第十條 種痘期日ニ於テ通告セラレタル點檢期日ニハ種痘見テ伴フテ點檢ヲ受ケヘシ種痘常感ナリシ種痘見ハ當日種痘證書ヲ受取ルヘシ此種痘證ハ大切ニ保存シ置クヘシ

第十一條 種痘見若シ著シキ疾病ニ罹リ又ハ家内ニ傳染病患者アル爲メニ點檢期日ニ種痘場ニ伴フコトヲ得サル場合ニハ兩親又ハ其代人ヨリ遅クモ點檢期日中ニ其旨ヲ種痘醫ニ届出ツヘシ

（別則第三） 種痘事務ヲ執行スルニ當リ其地警察官廳ノ守ルヘキ規定

第一條 猩紅熱、麻疹、實布痘利亞、格魯布、百日咳、發疹登扶私、丹毒性炎

豫防法（千九百年帝國官報第九十二頁）

第三 千九百二年七月二十二日帝國大法官ノ發布セル流行病發生ニ際シ軍事局及ヒ警察官廳ノ相互ノ報告ニ關スル告示

其他帝國衛生院及ヒ帝國衛生議會ノ發布セル規則及ヒ聯邦會議ノ協賛ヲ經テ發布セル規則ヲ適用セリ

痘疹豫防法ニ關スル告示

第一章 届出ノ義務

第一條

（規則第一條及ヒ第四條） 痘疹（膿疱）患者或ハ該病死者或ハ該病ノ疑アルモノ發生シタル時ハ直チニ之ヲ其地ノ所轄警察官廳ニ口頭或ハ書面ヲ以テ届出ツヘシ

患者若シ他地ヘ移轉セル場合ニハ直チニ該地ノ警察官廳及ヒ移轉地ノ警察官廳ニ其由チ届出ツヘシ

第二條

（規則第二條） 届出ノ義務ヲ有スル者

- (一) 關係者
- (二) 戶主
- (三) 附添人及ヒ看護人
- (四) 患者或ハ病死者ノ發生シタル家人
- (五) 検屍者

前記ノ届出義務者ナキ場合ニハ規則第二條乃至第五條ニ記載セルモノヲシテ之ニ代理セシム

（規則第三條）

公立病院産科醫院看護人養成所及ヒ盛衰等ニ於テ痘疹患者或ハ該病ノ疑アルモノ

症ノ如キ傳染病流行スルトキハ其地ノ種痘ヲ停止スヘシ

種痘時ニ際シ前項ニ掲ケル傳染病患者ヲ出シタル家ノ小兒ハ公ノ種痘期日ニ出頭セシムヘカラス又其家ノ成年者モ種痘期日中種痘場ニ立入ラシムヘカラス斯ル家ノ小兒モ接種及點檢ヲ行フニハ他ノ種痘見ヨリ隔離シテ行フヲ要ス

家内ニ痘疹患者ヲ出シタル場合ノ處置法モ右ニ同シ

第二條 公ノ種痘ヲ施行スルニハ明クシテ暖室法ヲ行ヒ得ヘク大サ充分ニシテ清潔法ヲ行キ且空氣ノ流通適良ナル種痘場ヲ準備シ成ルヘク控所ト施術室トヲ別ニスヘシ

寒冷ノ候ニハ室内ニ暖室法ヲ行フヘシ

第三條 種痘期日中ニハ種痘醫ト協議シテ秩序ヲ保持スル爲メニ其地警察官廳ノ特務員一名ヲ置クヘシ必要ニ應ジテ書記若干名ヲ準備スヘシ再種及再種後ノ點檢ヲ行フ場合ニハ學校教員一名ヲ立會ハシムヘシ

第四條 種痘場内就中施術室ニ於テハ多人數ノ雜沓ヲ避クヘシ

召喚スヘキ種痘見ノ人員ハ種痘場ノ廣狹ニ依リテ定ムヘシ

第五條 接種ト既種痘見トノ點檢トハ成ル可ク同時ニ行フコトヲ避クヘシ

初種痘見ト再種痘見トハ成ル可ク相隔離セシムヘシ

第六條 種痘期日ニハ種痘見ヲシテ身體ヲ清潔ニシ清潔ノ衣服ヲ着用シテ來場セシムル様注意スヘシ身體及衣服ノ不潔ナル小兒ハ退場セシムルコトヲ得

三 痘疹豫防法ニ關スル告示

注 意

痘疹豫防法ニ關スル告示ハ左記ノ規則ヲ適用シテ制定シタルモノトス

第一 千九百年六月三十日發布ノ傳染病豫防法ニ關スル規則（千九百年帝國官報第三百六頁）

第二 千九百年六月三十日發布ノ傳染病豫防法ニ關スル施行規則—第二痘疹

ノ發生シタル時ニハ其ノ主任者或ハ代表者ハ必ズ之ヲ届出ツル義務アリ

船舶及ヒ汽船ニ在テハ其船長及ヒ船主或ハ該代理人ヲシテ之ヲ届出ツヘシ

第三條

届出ノ煩勞ヲ省カンカメ第一辨形ニ據リテ印刷シタル報告用紙ヲ使用スルコトヲ得ヘシ然レトモ之カタメニ多額ノ費用ヲ要セサル様特ニ注意セサルヘカラス（第一辨形參照）

第二章 患者ノ監査

第四條

痘疹患者或ハ該病ノ疑アルモノ發生セリトノ報告ヲ得ハ警察官廳ハ直チニ之ヲ擔任検査醫ニ報告スヘシ

検査醫ハ患者ノ症候經過及ヒ病因等ニ就キ詳細ニ監査シタル上該病ハ果シテ眞正ナル痘疹ナリヤ或ハ痘疹ノ疑アリヤ否ヲ斷定シテ警察官廳ニ報告スヘシ検査醫ハ痘疹患者ヲ初メテ往診スル時常ニ其ノ家族ニ對シテ種痘見得ヘキ様豫メ準備シ置カサルヘカラス検査醫ハ必要ト認ムル場合ニ於テ警察官廳ノ報知ヲ俟タズシテ自ら監査スルコトヲ得

（規則第六條第三項）

痘疹患者及ヒ該病ノ疑アル者發生セシ時ニハ検査醫ハ直チニ之ヲ監査スヘキモノトス

人口一萬以上ヲ有スル地ノ或ル一區域ニ於テ始メテ痘疹發生シタル場合ニハ規定第一項ニ準シテ之ヲ取扱フヘキモノトス

第五條

（規則第七條）

検査醫若シ病症ヲ確定スルノ必要ヲ認ムル時ニハ患者ノ故障ナキ場合ニ於テ診斷シ或ハ病死者ヲ検査スルコトヲ得

主治醫ハ検査ノ際必ズ之ニ立會フノ義務アルモノトス検査醫ハ主治醫ヲシテ患

者ヲ診察セシ時間及ヒソノ場所等ニ就キ可成確實ニ報告セシムヘシ
検査醫或ハ擔任官吏若シ患者ノ病歴及其ノ經過等必要ナル事ニ就キ第二條ニ記
載シタル人員ニ尋問スル時ニハ之ニ確答スルノ義務アルモノトス

第六條

検査醫若シ患者ヲ監査セハ該病ハ果シテ真正痘疹ナリヤ或ハ該病發生ノ疑アリ
ヤ否ヤニ就キテ確定スルノ必要アリ又其ノ疑ハシキ病歴ハ幾日前ニ發生シタル
カ又患者ハ如何ニシテ傳染セシヤ又傳染セシト思ヘル場所等ニ就キテ精密ニ監
査スヘシ特ニ患者ハ發病前十四日頃ニハ何處ニ在リテ如何ナル人々ト接近セシ
ヤヲ尋問スヘシ又患者ノ勤務セシ工場ニ於テ疑ハシキ病歴發生ノ有無及ヒ訪問
者ノ居所及ヒ十四日前ニ於テ患者或ハ其ノ家族ノ行キタル場所及ヒ十四日前ニ於
テ古キ衣服襦袢衣及ヒ之ニ類似シタル物品ヲ送り來タリシ地方及ヒ患者ハ傳染ノ
疑アル貨物ノ到着シタル時之ヲ解包シ或ハ運搬シタルコトアリヤ否ヤ及ヒ此等
ノ荷物ヲ搬送セシ地方等ニ就キ精密ニ尋問スヘシ

多クノ經驗ニ依ルハ此等ノ荷物ハ最も良ク病毒傳播ノ媒介トナスモノナリトス
ハ臥床羽毛、馬毛、襪履等ノ賣買所、倉庫、及ヒ羽毛精製所、製紙場及ヒ人造綿
製造所

第三章 病毒傳播ニ關スル豫防法

第七條

検査醫若シ痘疹ノ發生或ハ該病發生ノ恐アルコトヲ確定セハ警察官廳ハ直チニ
病毒傳播ニ對シテ必要ト認ムル豫防規則ヲ實施スヘキモノトス
病毒ノ疑アル患者ハ其ノ病因全ク明白トナリテ毫モ疑念ヲ容ルヘキ餘地ナキニ
至ルマテハ是ヲ真正痘疹患者トシテ取扱フヘキモノトス
警察官廳ハ検査醫ヲシテ少ナクトモ三日間患者ヲ監査セシメテ以テ病歴ノ經過ニ
依リ疑似症ト認メラルベキヤ否ヤヲ確定セシムヘシ

(規則第九條)

チニ消毒スヘシ然シテ再ヒ之ヲ使用スル時ニハ使用前更ニ消毒スヘキ様注意ス
ヘシ

第十條

左ニ記載セルモノハ痘疹ノ疑アル者トシテ隔離規則ヲ適用スルコトヲ得

(施行規則第一號第一項)

痘疹患者及ヒ該病死者ト間接ニ接觸シタル者及ヒ其ノ職工仲間、小使、郵便配
達夫ノ如ク直接ニ接觸シタルモノハ皆ヘ疑ハシキ病歴ヲ呈セスト雖モ傳染ノ虞
アルモノト認ムヘシ尙ホ患者ノ家族及ヒ病毒ノ感染セル物品(襪履、毛髮、臥
床羽毛等)ヲ運搬シタル人夫モ亦同様ニ疑アルモノトス

(施行規則第二號第二項)

傳染ノ疑アルモノトシテ隔離スヘキ者

(イ) 痘疹ノ結果不良ニシテ免疫性ヲ有セサルモノ

(ロ) 痘疹患者ト共同生活ヲ營ミタル者及ヒ該病患者或ハ其ノ病死者ト間接ニ
接觸シタル者

然レトモ検査醫ハ此等ノ者ニ對シ監査充分ナリト認メタル場合ニハ隔離ヲ解ク
コトアルヘシ

感染ノ疑アル患者ニ對スル隔離日數ハ始メ感染セシト思ハルル日ヨリ起算シテ
十四日以上ヲ越ユヘカラス

(イ)ニ記載シタル者ニハ更ニ種痘ヲ施シ其ノ結果ヲ見ルヘキモノトス

(規則第十四條第三項)

感染ノ疑ナリシ患者ノ隔離ハ規定第八條第二項ヲ適用スヘシ痘疹患者ト該病
ノ疑アル患者トハ同室ニ置クヘカラスト雖モ検査醫ノ許可ヲ得タル場合ニハ同
室ニ置クコトヲ得

痘疹患者及ヒ該病死者ト直接接觸シテ傳染ノ疑アル者及ヒ特ニ患者ト共同生活
ヲ營ミタル家族及ヒ職業仲間、郵便配達夫及ヒ小使等ハ必ス監査ノ下ニ置クヘ

検査醫ハ危急ナル場合ニ於テ警察官廳ノ參與ヲ得サルモ目下必要ト認ムヘキ病
毒傳播ニ關スル豫防規則ヲ制定スルコトヲ得然シテ該地ノ主任者ハ之ノ規則ニ
服従スルコトヲ要ス

第八條

検査醫ハ自ら制定シタル規則ヲ直チニ警察官廳ニ報告スヘシ該規則ハ所轄警察
官廳ヨリ更ニ改正規則ヲ公布セサル限りハ有效ナルモノトス

(規則第四條第二項)

一且患者ヲ隔離セハ看護人醫師及ヒ牧師ノ外人ノ出入ヲ禁止シ以テ病毒傳播
ヲ防禦スヘシ患者ノ親戚或ハ其ノ保證人ニシテ緊要ナル事件出來シタル場合ニ
ハ病毒傳播ニ關スル豫防規則ニ據リテ患者ニ面會スルコトヲ許可ス
検査醫若シ患者ノ自宅ニ於テ隔離法ノ充分整頓セサルモノト斷定スル場合ニハ
警察官廳ハ検査醫ノ其ノ證明ト主治醫ノ患者ヲ運搬スルモ障害ナシトノ證明ト
ヲ得テ適當ナル病院或ハ避病院ニ運搬スルコトヲ命スヘシ

第九條

此等病院或ハ避病院ニ於テハ規則第二項ニ據リテ隔離スヘキモノトス

(施行規則第二號第四項)

痘疹患者或ハ該病ノ疑アル患者ヲ運搬スルニハ一般公衆ニ使用スル交通機關

(施行規則第五號第一項)

痘疹患者或ハ該病ノ疑アル患者ニ使用シタル運搬器及ヒ其ノ附屬品ハ使用後直

キモノトス監査ハ始メ感染セシト思ハルル日ヨリ起算シテ十四日以上ヲ越ユヘ
カラス

第十一條

監査ハ可成寬大ニシ敢テ煩勞ヲ被ラシメサル様注意スヘシ普通醫師或ハ是ニ適
當シタル者ヲ選ビテ單ニ人員ノ健康狀態ニ就キ時々尋問スルノミニ止メシムヘ

(施行規則第一號第三項)

検査醫ノ必要ト認ムル場合ニハ監査中ニ在ル人員ヲシテ旅館、公共ノ遊藝場、公
集會會地、及ヒ共同職工場等ニ立寄ルコトヲ禁シ或ハ交通ニ制限ヲ加フヘシ然
レトモ此等ノ人員毫モ是ニ服従セサル時ニハ躊躇スルコトナク直チニ是ニ對シ
テ隔離應變ノ隔離法ヲ執ルヘキモノトス

(施行規則第一號第三項)

監査中ニ在ル人員若シ其ノ居所ヲ換ユル時ニハ所轄警察官廳ハ今迄實施シ來リ
タル監査ニ關シ移轉地ノ警察官廳ニ報知スヘシ

第十二條

監査ヲ嚴密ニ實施セント欲セハ居處或ハ工場(例ハハ居處ノ指定、時々衛生官
廳ヘ出頭スヘキ義務一定地ニ限レル交通禁止)内ニ於テ制限ヲ加フルヲ可トス
特ニ一定ノ居處ヲ有セスシテ職業ノタメニ處々ヲ漂泊スル者等ハハ出稼人、職
工、流浪人、乞丐及ヒ行商人等ハ是ノ法ニ依ルヲ最モ可トス

(規則第十二條及ヒ第十四條第一項)

豫防規則ヲ確實ニ施行セント欲セハ検査醫ハ左ノ記載ヲ受取り直チニ之ヲ警察
官廳ニ差出スヘシ

(一) 痘疹患者

(二) 該病ノ疑アル患者

(三) 傳染ノ疑アル者

此等ノ下ニハ更ニ監査ニ付スヘキ日數及ヒ隔離スヘキ理由ヲ詳細ニ記載スヘ

第十三條 (施行規則第二號第六項) 痘疹患者ノ看護人及ヒ附添人ニハ必要ト認メラルル間交通遮斷ヲ施行スヘシ此

第十四條 痘疹ハ一種ノ傳染病ニシテ該病患者ト交通スルハ甚タ危険ナルヘキコトヲ一般人民ニ注意センカクメ警察官廳ハ第二號形ニ記載セル一般ノ心得ヲ印刷ニ付シ

第十五條 (施行規則第三號) 痘疹患者ノ兒童ハ検査醫ノ意見ニ從ヒ病室傳播ノ恐アル期間登校スルコトヲ禁

第十六條 (施行規則第五號) 警察官廳ハ患者ノ使用シタル夜具、飲食器、繻帶材料及ヒ其ノ排泄物(大便、尿、咯痰)

第十七條 (施行規則第二號第五項) 痘疹患者ノ家庭ニハ目標ヲ添付スヘシ 痘疹患者ノ死體ハ消毒液ニ浸シタル布片ニテ包ムヘシ是ニ湯溜ヲ施シ或ハ尿衣

第十八條 (施行規則第三號第二項) 痘疹患者ノ營業ニ據リテ病室傳播ノ恐アル時ニハ検査醫ノ意見ヲ以テ是ニ一

第十九條 (施行規則第六號) 痘疹死者ノ死體ハ消毒液ニ浸シタル布片ニテ包ムヘシ是ニ湯溜ヲ施シ或ハ尿衣

第二十條 (規則第十條) 痘疹流行地域ハ該病發生ノ恐アル地ニシテ未タ検屍ノ設ケナキ場合ニハ規則第

第二十二條 患者ノ全快シテ完全ナル消毒法ヲ施行シタル時 患者ヲ適當ナル病院ニ入院セシメタル時

第二十三條 痘疹ノ續發セル地ニ於ケル警察官廳ハ已ニ公布シタル告示ノ届出義務(該告示

第二十四條 種痘ハ痘疹ニ對スル一種ノ豫防法ナリ法律ヲ以テ種痘ヲ勵行スル國ニハ該病發

第二十五條 痘疹患者ノ家族及ヒ其ノ來訪者、看護人、醫師、臨床講義ニ出席セル醫學生、

痘疹患者

チ戸主或ハ看護人ニ命令スヘシ 健康者ト雖モ患者或ハ病室ヲ有スル物品(患者ノ排泄物及ヒ穢レタル襯衣)ニ手

第二十條 (規則第十條) 痘疹流行地域ハ該病發生ノ恐アル地ニシテ未タ検屍ノ設ケナキ場合ニハ規則第

第二十二條 患者ノ全快シテ完全ナル消毒法ヲ施行シタル時 患者ヲ適當ナル病院ニ入院セシメタル時

第二十三條 痘疹ノ續發セル地ニ於ケル警察官廳ハ已ニ公布シタル告示ノ届出義務(該告示

第二十四條 種痘ハ痘疹ニ對スル一種ノ豫防法ナリ法律ヲ以テ種痘ヲ勵行スル國ニハ該病發

第二十五條 痘疹患者ノ家族及ヒ其ノ來訪者、看護人、醫師、臨床講義ニ出席セル醫學生、

痘疹患者

痘疹患者

痘疹患者

痘疹患者

痘疹患者

痘疹患者

痘疹患者

痘疹發生ノ恐アル地ニ於テハ種痘ヲ豫メ報告シ官設テ以テ是ヲ施行スヘシ

第二十六條

痘疹患者或ハ該病死者ノ發生シタル場合ニハ警察官廳ハ常ニ患者ヲ收容スヘキ
病室及ヒ醫局、看護人、痘苗、藥品、繻帶材料、消毒器其他必要ナル用品ノ
設備ニ注意スヘシ

第二十七條

大都會ニ於テ完全ナル共同消毒所ヲ設備セント欲セハ蒸氣裝置ニナスヘシ同時
ニ又是ニ使役スル消毒人ノ養成ヲ計ルヘシ

第二十八條

(施行規則第三號第一項及ヒ規則第十五條第三項)
多數ノ人民集合スル場所(供養或ハ市場等)或ハ之ニ接近セル地ニ於テ痘疹ノ發
生シタル時ニハ此等ノ集合ニ解散ヲ命スヘシ

第二十九條

(規則第十六條)
痘疹ノ續發セル地ノ學校ハ法律ノ規定ニ據リテ之ヲ閉校スヘキモノトス
數ヶ村ニテ一箇ノ共同學校ヲ有スル場合ニハ法律ノ規定ニ準シ唯痘疹流行地ノ
兒童ニノミ限リテ登校ヲ禁スヘシ

第三十條

以上ノ規則ハ多數ノ學生ヲ有スル他ノ適合ニモ亦之ヲ適用スルコトヲ得
(施行規則第三號第三項乃至第七項)
痘疹病毒ニ汚染セル物品トシテ檢疫醫ノ鑑定ヲ下ス時ニハ警察官廳ハ此等ノ物
品ニ對シ有效ナル消毒ヲ施行スルニ非ラハ運搬スルコトヲ禁スヘシ

痘疹ノ續發セル土地ニ於テハ特ニ古キ褌衣、衣服、寝具、羽毛、馬毛、襪履及
ヒ紙屑等ノ輸出入禁止スヘシ檢疫醫ノ意見ニ依リ前記以外ノ物品ニ輸出入禁止
スルコトアルヘシ但シ旅客ノ行李及ヒ手荷物ハ禁止物品ニ屬セス

痘疹ノ流行甚々猛烈ナル地ニ於テハ紙屑商人ノ立入ルコトヲ禁止スヘシ
痘疹ノ流行地ヨリ内地へ物品ヲ輸入スルコトヲ禁止ス

輸入禁止品ハ規則第二十五條ノ規定ニ準シテ是ヲ定ムヘキモノトス
痘疹流行地ヨリ輸送シ來リタル古キ寝具、褌衣及ヒ衣服ニシテ未タ有效ナル消
毒ヲ施行セサル場合ニハ更ニ消毒實施ヲ命スヘシ

旅行者ノ行李及ヒ手荷物、褌衣、衣服等ニハ普通消毒ヲ施ササルモノナレトモ
檢疫醫ノ意見ニ依リテ消毒汚染ノ恐アルモノト斷定スル時ニハ直チニ消毒スヘ
シ

荷物及ヒ郵便物(手紙及ヒ小包)ノ運送ニ關シテハ以上記載ノ制限ヲ超ユヘカ
ラス

第五章 特別ノ場合ニ於ケル規則
帝國衛生院ノ報告

第三十一條

(施行規則第一號第二項)
痘疹流行地ニ滞在シタル旅客若シ十四日ヲ經過セスシテ中央行政局ノ管轄區内
或ハ是ニ近接スル地ニ到着セシ時ハ直チニ該地所轄ノ警察官廳ニ書面又ハ口頭
ヲ以テ届出ツヘシ

茲ニ記載シタル旅客ノ意味ハ眞ニ他郷人ノミノ謂ニアラサシテ痘疹流行地ヨリ
歸郷シタル者ヲモ含ムモノトス

此等ノ旅客ハ皆傳染病ノ恐アルモノトシテ監視セサルヘカラス

第三十二條

(施行規則第九號)
ナル證明アル時ニハ種痘セシメサルコトアリ

第三十四條

獨逸諸港ニ出入スル船舶ニ關スル衛生警察ノ監督ハ千九百年六月三十日發布ノ
規則第二十四條ニ基ツキ之ヲ施行ス

第三十五條

(規則第四十條)
鐵道、郵便、電信及ヒ鐵道ト連絡セル汽船及ヒ政府ノ鐵道局ニ所屬セル汽船ニ
關スル規定ハ其ノ管轄地ニ於ケル中央官廳或ハ地方官廳ノ權限ニ付スヘキモノ
トス

第三十六條

千九百二年七月二十三日ノ告示(帝國官報第二百五十七頁)
陸海軍衛戍地及該地ヨリ二十「キロメートル」ヲ隔ツル周圍ノ地區及ヒ陸海軍演
習地ニ在ル地方政府所屬ノ官廳ハ此等ノ地區ニ於テ痘疹發生シ或ハ該病發生ノ
恐アル時ニハ直ニ之ヲ其地ノ陸海軍司令官ニ報告スヘシ病勢ノ如何ヲ報告セン
カタメ毎週新患者及ヒ病死者ノ統計表ヲ送付スヘシ、之ニ痘疹患者及ヒ疑似症
患者ヲ收容シタル病舎ノ記載ヲ添付スヘキモノトス

陸海軍衛戍地及ヒ該地ヨリ二十「キロメートル」ヲ隔テタル周圍ノ區域内ニ在リ
テハ是ヲ司令官部ニ報告スヘシ若シ司令官部ノ權限ナキ場合ニハ是ヲ衛戍地ノ巡視
ニ報告スヘシ陸海軍演習地ニアリテハ是ヲ將官司令官部ニ報告スヘキモノトス

勤務地ニ於テ痘疹患者及ヒ該病ノ疑アル者發生シタル場合ニハ所轄ノ陸海軍司
令部ハ直チニ是ヲ其地ノ地方政府ノ管轄ノ下ニアル官廳ニ報告スヘシ是ノ報告
ニモ亦痘疹患者及ヒ該病ノ疑アル患者ヲ收容セル陸海軍病舎ノ記載ヲ添付スヘ
シ

第三十七條

(規則第三十九條)

痘疹ノ流行セル外國ノ職人及ヒ其ノ家族カ自分ノ職業ヲ求メンタメ内地ニ入來
リタル時ニハ始メテ職業ニ就キタル地ニ到着セシ日ヨリ三日以内ニ於テ種痘セ
サルヘカラス然レトモ已ニ數回完全ナル種痘ヲ施シ之カタメ免疫セシトノ確實

痘疹患者ハ通常鐵道ニ由リテ運搬スルコトヲ得サルモ發車前ノ檢疫醫之ヲ許可
スル時ニハ特ニ鐵道ノ便ニヨリコトアルヘシ之ノ場合ニ於テハ患者ヲ特別ナル
列車ニ搭載シ使用後直チニ消毒スヘシ其際患者ニ接觸シタル者ハ消毒ヲ施行ス
ル迄交通ヲ遮斷スヘシ

列車内ニ於テ痘疹患者ノ疑アルモノ發生セリト雖モ交通制限令ヲ以テ患者ノ旅
行ヲ停止セサル限リハ荷旅行ヲ繼續スルコトヲ得然シテ直チニ醫師ヲ派遣シ患
者ヲ診察セシメサルヘカラス其際醫師ハ可成旅客ニ妨害ヲ加ヘサル様注意スヘ
シ

痘疹患者ノ乘リシ列車及ヒ是ニ近隣セル客車ハ使用後直チニ掃除スヘキモノト
ス該病ノ疑アル列車モ亦傳染ノ恐アルモノトシテ列車ヨリ取除シ直チニ消毒ス
ヘシ

痘疹發生シタル時ニハ第四號形ノ規定ヲ適用スヘキモノトス

第三十三條

(施行規則第八號)
痘疹流行ノ甚々猛烈ナル外國ヨリ多クノ流浪人内地ニ入り來リタル時ニハ一定
ノ區域ヲ限リ外國ヲ許可スヘシ該地ニハ檢疫所痘疹患者及ヒ該病ノ疑アル患者
ノ收容場及ヒ隔離場ノ設備ヲカラサルヘカラス

流浪人ノ群集ヲ鐵道ニ由リテ運送スルニハ椅褥ヲ有セサル隔離列車或ハ特別列
車ヲ使用スヘシ此等ノ列車ハ使用後直チニ消毒スヘキモノトス流浪人若シ途中
ノ驛ニ於テ下車シ或ハ宿泊セント欲セハ唯流浪人宿泊所ノアル驛ニノミ限リ之
ヲ許可スヘシ流浪人ハ可成公眾ニ接セシメサル様注意スヘシ特ニ開港地ニ於テ
ハ一定ノ流浪人宿泊所ニ留置スヘシ

陸海軍司令部ハ該告示ニ規定シタル豫防規則ヲ左記ノ者ニ對シテ施行スヘキ義務ヲ有ス

(一) 陸海軍現役兵員

(二) 陸海軍兵營及ヒ帝國海軍省所有ノ蒸氣船及ヒ履船内ニ勤務セル人員

(三) 行軍或ハ輸送中ニアル陸海軍兵員及ヒ陸海軍部隊並ニ其ノ武器及ヒ軍需品

(四) 陸軍司令部ノ使用シタル家屋及ヒ土地

陸海軍演習ノ時ニ於テハ千九百年六月三十日發布ノ規則ヲ適用スルコトヲ得ス

第三十八條

(施行規則第十號)

帝國衛生院ハ痘疹發生ノ時直チニ之ヲ公布セサルヘカラス

中央政府管轄ノ官廳ハ每週土曜日ニ至ルマテ各地ヨリ報告ヲ來リタル患者及死亡者ノ肥職ヲ第五雜形ニ準シ封書ヲ以テ之ヲ帝國衛生院ニ送附スヘシ(第五雜形參照) 該通報ハ必ス月曜日午前マテニ帝國衛生院ヘ到著スヘキ様送付スヘシ

地方政府管轄ノ醫局ハ痘疹患者ノ每週ニ於ケル全治數及ヒ死亡數ノ統計表ヲ規定ノ雜形(第五雜形)ニ據リテ作ルヘシ

統計表ハ地方政府ノ指定ニ依リ地方官廳ヲ經或ハ直チニ之ヲ帝國衛生院ヘ送付スヘシ若シ地方官廳ニ統計表ヲ送り來リタル時ニハ是ヲ明年二月マテ帝國衛生院ヘ轉送セサルヘカラス

該規定ハ千九百五年一月ヨリ有效ナルモノトス千九百二年七月二十二日公布ノ告示(帝國官報第二百五十七頁)

陸海軍司令部ハ其ノ勤務地ニ發生セル痘疹患者數及ヒ死亡數ニ就キ以上ニ記載シタルモノト同様ナル報告又ハ證明ヲ帝國衛生院ニナスヘキモノトス

第六章 通 則

第三十九條

發生地、
患者ノ住處(何所何番地何階)、
姓名、
男女ノ別(符合セルモノノ側ニ線ヲ引クヘシ)
年齢、
族籍、
職業、
職業地、
發病期、
死亡ノ月日、
摘要(旅行地期日及ヒ如何ニシテ傳染セシヤ及ヒ傳染セシ地)、
(第二雜形) 痘疹及ヒ該病ノ傳播ニ就キテ一般ノ心得
(第一) 痘疹(膿疱)ハ一種ノ傳染病ニシテ其ノ傳染スルヤ實ニ恐ルヘキモノナリ

痘疹ノ傳播スルニハ常ニ二ツノ道ニ依ルモノトス一ハ該病患者ト直接交通スルニアリ一ハ病源ヲ有スル媒介物ニ間接接觸スルニアリ媒介物トハ主ニ患者ノ使用シタル襦袢、夜具、衣服、長靴、絨氈及帷帳等ノモノヲ云フ又患者ニ直接接觸シタル健康者モ自ラ病源傳播ノ媒介トナルコトアリ空氣ヨリ病源ノ傳播スルコト亦少ナシトセス

(第二) 痘疹ハ病源ニ感染セシ時ヨリ普通十四日以内ニ於テ一回ノ戰慄ヲ以テ始マリ之ニ隨テニ高度ノ熱ヲ以テ此際劇甚ナル頭痛ヲ來シ四肢ニ倦怠ヲ感ヘテ次第ニ人事不省ノ状態ニ陥ルニ至ル又屢々頻回ノ嘔吐ヲ催シ之ニ加フルニ腫痛及脊神經痛ヲ以テ多クノ場合ニ於テハ下腹部及上腿ニ癩疹或ハ猩紅熱ニ類似シタル斑點ヲ生シ突然出血(鼻出血)ヲ來スコトアリ若シ痘疹流行ノ恐

(規則第三十三條)

地方官廳ハ痘疹豫防ニ關スル裝置ヲ設クヘキ様一般人民ニ注意スヘシ之ニ對スル費用ハ規定第四十二條第二項ニ準シテ支拂フヘキモノトス

第四十條

(規則第三十七條)

豫防規則及ヒ病源撲滅ニ關スル規則ノ實施及ヒ指導ハ地方政府及ヒ其ノ機關ノ權限ニ屬スヘキモノトス官廳ノ所有物及ヒ消毒ニ對スル費用ノ支出ハ一定ノ國法ニ據ルモノトス

規則第四條第五條第七條ニ基ツキ報告シタル官廳ノ入費及ヒ規則第十條第十一條第十二條及ヒ第三十一條ニ準シテ施行シタル監査費及ヒ規則第十三條第十六條及ヒ第二十條ニ據リテ實施シタル消毒費及ヒ規則第十九條ニ適スル死骸ノ保存、納棺、送葬及ヒ埋葬ニ關スル雜費ハ悉ク官費ヲ以テ支出スヘキモノトス

第四十一條

(規則第三十六條)

検査醫ハ法律上國家ノ選任ニ依リテ任命セラルヘキモノトス検査醫止ムテ得サル事故ノ出來シタル時ニハ他ノ醫師ヲシテ之ニ代理セシムルコトヲ得検査代理ニ任命セラレタル醫師ハ検査ニ關スル規則及ヒ實施規定ニ從ヒテ執務スヘキ義務アルモノトス

第四十二條

(規則第三十八條)

地方官廳ハ痘疹撲滅ニ關シテ互ニ相輔佐スヘキ義務アルモノトス

第四十三條

警察官廳ノ命令シタル豫防法ニ依リ自個ノ損害ヲ被リシモノハ規則第二十八條乃至三十四條ニ準シテ相當ノ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得

(第一雜形) 痘疹(膿疱)發生屆

アル時期ニ當リテ上記ノ如キ症狀ヲ呈スル時ニハ直チニ之ヲ痘疹ノ疑アルモノト看做シ所轄地ノ警察官廳ニ届出ツヘキモノトス

發病後第四日ニ至ルハ體温減退シテ固有ナル痘疹ヲ發生ス痘疹ハ赤色ナル小結節ニシテ始メ顔面ニ發シ腫テ軀幹ニ生シ遂ニ全身ニ蔓延スルニ至ル之ノ小結節ハ次第ニ成長シテ水泡トナル又水泡徐々ニ隆起シ從テ皮膚モ亦腫脹ス茲ニ於テ或ハ緊眼スルカ如ク或ハ燒灼スルカ如キ疼痛ヲ覺ヘ水泡ノ内容液ハ化膿シテ膿疱疹トナル腫脹シタル顔面ニ膿疱疹密生スルカ故ニ患者ハ恰モ膿裂ノ假面ヲ被ムルルカ如キ觀ヲ呈シ齒齦ノ膿疱疹ハ又見ルコトヲ得不眠除ハ腫脹シ數日ニ亘ルモ開カサルコトアリ膿疱疹ハ單ニ皮膚ノミナラス内部ノ粘液膜ヲモ亦侵スコトアリ若シ咽喉部ニ發生セハ嚥下ノ際劇痛ヲ來シ氣管ニ發生セハ呼吸ヲ困難トナル患者ハ連日ノ發汗ト膿液トニ依リ一種ノ臭氣ヲ放ツ是ノ危篤ナル時期ニ於テ又新々ニ體温ヲ增加スルコトアリ又患者ハ屢屢躁狂ノ不安ノ狀ヲ呈シ若シ看護周到ナラサル時ハ亂暴ナル行爲ヲナシ或ハ遁走スルコトアリ

膿疱疹ハ遂ニ變シテ褐色ノ結痂トナル其ノ痂皮脱落スレハ後ニ痘疹癩痕ナルモノヲ殘留ス角膜ニ膿疱疹生シタル時ハ屢々失明スルニ至ルコトアリ又又往々内臟ヲ侵スコトアリ特ニ肺臟ヲ襲フ時ニハ病症愈々危篤トナル若シ耳ヲ害スル時ニハハメニ永久重聽トナリ或ハ全ク聾スルニ至ル豈ニ恐ルヘキモノノ至リナラスヤ痘疹ハ其ノ初メ多クノ場合ニ於テ劇烈ナル病症ヲ以テ起ルト雖モ時下シテハ案外輕症ナル經過ヲ取ルコトアリ其時ニハ全身ニ小數ノ水泡疹ヲ發生シ只僅カニ顔面ニノミ認メラル

(第三) 傳染病源ハ水泡及ヒ膿疱ノ内容液ニ含有ス其ノ抵抗力ハ甚々強クシテ之ヲ乾燥スルモ尙ホ久シク傳染力ヲ失ハサルモノトス

(第四) 輕症ナル痘疹ト雖モ一旦他ニ傳染セハ更ニ重症ナル痘疹ニ變スルコトアリ

輕症ナル痘疹患者ニ對シテ周囲ノ人々ハ恰モ重症患者ニ於ケルカ如キ大ナル注
意ヲ拂ハサルカ故ニ患者ニ接近スルコト又從テ多シクシテ輕症ナル痘
疹ハ其ノ傳染スル機會重症ノモノヨリモ甚々多キモノトス
痘疹患者ニ直接接觸シタル者及ヒ患者ノ使用シタル物品ヲ取扱フ者(例ヘハ
洗濯女、清毒人、襦袢拾集人、製紙場ノ職工及ヒ羽毛精製場ノ職工等)ハ病
毒傳播ノ恐アルモノト認ムヘシ

〔第五〕痘疹ノ傳播ヲ防禦セシムル患者ノ家宅ニ交通遮斷ヲ命スルニ若クハナ
シ然レトモ患者ヲ其ノ私宅ニ於テ看護スルハ至テ不便ナルヲ以テ隔離完全ニ
シテ看護周到セル病院ヘ入院セシムルヲ可トス
痘疹患者ノ家宅ニ他人ノ來訪ヲ遮斷スルカ如ク患者ノ家族ヲシテ他人ノ家宅
ヲ訪問セシムルコトヲ禁スヘシ

〔第六〕痘疹患者ノ疑アル時ニハ直チニ醫師ノ來診ヲ乞フヘシ
〔第七〕痘疹患者ノ發生シタル時ニハ醫師ノ指圖ニ從ヒ完全ナル消毒ヲ施行シ
常ニ清潔ニナササルヘカラス病室ハ毎日洗濯シ空氣ノ流通ヲ善良ナラシ
ムヘシ患者ノ寢衣及ヒ夜具ハ可成屢々取換ユルヲ可トス一旦患者ノ使用シタ
ル物ハ使用後直チニ消毒スルヲ要ス
水抱及ヒ膿疱ニ含有セル病毒ハ特ヘ乾燥シテ塵芥ト共ニ飛散スルトモ尙ホ傳
染スル力ナリナラモノナレハ患者ニ使用シタル繻帶ノ如キモノハ消毒ヲ施
スカ然ラザレハ燒却スヘキモノトス

〔第八〕痘疹患者ハ全ク治癒シタリト雖モ尙身體ニ結核ヲ留ムル間ハ傳染ノ恐
アルモノトス全治シタル者ニハ屢々入浴セシメ石鹼ヲ以テ總身ヲ能ク洗ヒ醫
師ノ指圖ニ從ヒ消毒スヘシ臂ヘ治療シタルモノト雖モ消毒ヲ施サザレハ他
人ニ接近スルコトヲ禁スヘシ
〔第九〕患者ヲ收容シタル室ハ醫師ノ指圖ニ從ヒテ其ノ家具ト共ニ確實ナル消
毒ヲ施行セサルヘカラス

〔第十〕痘疹死者ノ死體ハ容易ニ病毒ヲ傳播スルモノナルカ故ニ該病死者アル
時ニハ直チニ之ヲ屍室ニ運搬スヘシ若シ屍室ナキ家ニ在リテハ特ニ密閉シタ
ル室ニ入レ置ケヘシ死體ニ湯灌ヲ施シ或ハ棺蓋ヲ閉キテ死體ヲ露出スルコト
ヲ禁スヘシ特ニ死亡者ノ家宅ニ於テ飲食スルハ最モ危險ナルヲ以テ堅ク之ヲ
禁セサルヘカラス
〔第十一〕患者ノ着用シタル衣服、襦袢及ヒ其ノ使用ニ供シタル物品ハ如何ナ
ル事情アリトモ消毒セシメ直チニ是ヲ使用シ或ハ他人ニ讓渡シ或ハ他地ヘ
發送スヘカラス
〔第十二〕痘疹ヲ防禦スルニ最モ善良ナル方法ハ豫防種痘ニアリ過去十年以來
屢々種痘ヲ施シタル者ハ大ニ其ノ效果現ハレノカタメニ全ク痘疹ニ罹ラサル
ニ至ル等ハ侵サレト雖モ至テ輕症ナルヲ常トス種痘ハ新タニ施シタルモノ
程益々有效ニシテ免疫性モ亦從テ強大ナレトモ古キモノハ其ノ效力次第ニ薄
弱トナル故ニ患者ノ附添人及ヒ看護婦ハ以前屢々種痘ヲ施シ全ク免疫シタ
レモノト雖モ巴ニ多クノ年月ヲ經過シタル時ニハ又新タニ種痘スルノ必要
アリ
痘疹ノ流行セル時ニ當リテハ該病患者ニ關係或ハ直接接觸シタル人員、醫
師、僧侶、看護人、看護婦、產婆、清毒人、檢屍官、湯灌婆及ヒ、郵便脚夫
ハ速クニ種痘セサルヘカラス
病室ノ感染シ易キ物品ヲ取扱ヘル會社例ヘハ寢床、羽毛、馬毛及ヒ襪等
賣買所及ヒ此等ノ職積所及ヒ精製所並ヒニ製紙會社及ヒ人造綿製造會社等
勤務スル者ニハ常ニ反復シテ種痘セシメサルヘカラス
(第三雜形) 痘疹豫防法

第一章 消毒藥品

(イ) 「クレゾール」
石 炭 酸

(一) 稀薄「クレゾール」水ヲ製スルニハ重量一分ノ「クレゾール」液ニ九分ノ水
ヲ混合スヘシ乃チ其ノ百分中ニ殆ント二、五分ノ粗製「クレゾール」ヲ含蓋ス
ル割合トナル
普通ノ「クレゾール」水ハ百分中ニ五分ノ粗製「クレゾール」ヲ含有スルカ故
ニ之ヲ使用スル時ニハ同量ノ水ヲ混和セサルヘカラス

(二) 石炭酸溶液ハ重量一分ノ流動石炭酸ニ三十分ノ水ヲ混和セシモノナリ
(ロ) 「クロール」石灰
「クロール」石灰ハ新調ノ品或ハ氣密ノ瓶ニ貯ヘタルモノニアラザレハ消毒ノ力
甚々薄弱ナルモノトス
「クロール」石灰ノ尙ホ消毒力ヲ有スルモノハ常ニ固有ナル「クロール」ノ臭氣ヲ
放散ス

「クロール」石灰ハ水ト混和スルニソノ重量一ト五十分ノ割合ヲ以テス
(ハ) 石 灰
(一) 石灰乳ヲ製スルニハ「ソーテル」ノ清淨シタル燒石灰粉末乃チ脂肪石灰ニ
四「ソーテル」ノ水ヲ和スヘシ水ヲ混和スルニハ始メ瓶ニ四分ノ三「ソーテル」
ノ水ヲ入レ之ニ定量ノ石灰ヲ加ヘ石灰ノ水ヲ全ク吸收スルヲ俟テ更ニ殘水置
ヲ渣クヘシ瓶ニ附着シタル石灰ノ粉末ハタメニ能ク洗ヒ落サルヘシ
(二) 石灰液ヲ製スルニハ重量一分ノ石灰ニ九分ノ水ヲ加ヘ新シキモノヲ使用ス
ヘシ

(ニ) 加 呂 石 鹼
加呂石鹼ノ重量三分ヲ百分ノ沸騰水中ニ溶解セシムヘシ(例ヘハ二分ノ「キロ
グラム」ノ石鹼ヲ十七「ソーテル」ノ水ニ溶解セシムルカ如シ)是ノ溶液ハ沸騰
ノ下ニ使用スヘシ
(ホ) 「フォルムアルデヒド」
「フォルムアルデヒド」ハ烈シキ臭氣ヲ放ツ瓦斯ニシテ氣管、鼻、眼等ノ粘液

膜ヲ刺戟スル働キアリ
普通藥店ニ賣買セル「フォルムアルデヒド」三十五%ヲ含ム液ヲ煮沸シ或ハ水
蒸氣ヲ加ヘテ噴霧シ或ハ是ニ加熱スレハ瓦斯ヲ發生ス
「フォルムアルデヒド」ハ密閉シタル瓶ニ入レ暗室ニ貯ヘサルヘカラス
「フォルムアルデヒド」ハ瓦斯體トシテ只密閉シタル室内ノ消毒ニ使用スルノ
ミ該瓦斯ハ僅カニ室内ノ表面ニ附着セル病毒ヲ撲滅スルニ止マルヘシ
瓦斯ヲ使用シテ室内ヲ完全ニ消毒セント欲セハ左ノ條件ヲ要スヘキモノトス
(一) 消毒スヘキ室ノ窓戶及ヒ通風口等ノ間隙ハ全ク氣密ニ閉塞セサルヘカ
ラス
(二) 「キログラム」立方容積ニ少ナクトモ五「グラム」ノ瓦斯ヲ發生セシメサ
ルヘカラス
(三) 消毒室内ノ空氣ハ同時ニ水蒸氣ヲ以テ充分飽和セシメサルヘカラス少
クトモ百立方「メートル」ノ容積ニ三「リットル」ノ水ヲ蒸發セシメサルヘカ
ラス若シ「フォルムアルデヒド」ノ分數ヲ增加シテ二倍トナセハ消毒時間
モ亦從テ其ノ半ニテ充分ナリトス
「フォルムアルデヒド」ト水蒸氣ト混和シタルモノハ縫孔或ハ戸板ニ穿チタル
孔ヨリ室内ニ導ヒケヘシ消毒スヘキ室ノ窓及ヒ戸ノ締リ稍ヤ完全ニシテ開口
「例ヘハ通風孔開キ窓」ヲ有セサル時ニハ更ニ是ヲ密閉スルコトナク直チニ其ノ
ママ「フォルムアルデヒド」ヲ使用シテ消毒スヘシ消毒ノ完結スルマテハ室内
ニ出入スヘカラス之ノ如ク密閉完全ナラザル室ヲ消毒スルニハ密閉シタル室ヲ
消毒スルヨリモ四倍ノ「フォルムアルデヒド」ヲ要スヘキモノトス
「フォルムアルデヒド」ニテ消毒スルニハ可成熱線シタル消毒員ヲ使用シ最モ
確實ニ施行セサルヘカラス
如何ナル場合ニ於テモ嚴正ナル指押ノ下ニ消毒ヲ施行スヘキモノトス
消毒ノ終了シタル時ニハ「フォルムアルデヒド」ノ臭氣ヲ去ラシタメ室内ニ

安母尼亞五斯チ尋ヒキ入ルルヘシ

(ハ) 蒸氣装置

多クノ老練家ノ試験ニ依リハ蒸氣装置ヲ使用シテ消毒スルチ最モ可トナス
或ル場合ニ依リテハ應急装置ノ必要ナルコトアリ。此等ノ装置ヲ試験スルニハ蒸
氣輸入管及ヒ輸出管ノ配置及ヒ取扱法及ヒ消毒チ完全セシムルタメニ要スル蒸
氣力ノ持續等ニ就キテ注意スヘシ
蒸氣装置ノ取扱ハ熟練シタル消毒員ニ任スヘシ

(ト) 煮沸法

物品チ食鹽水或ハ油汁中ニ煮沸スルモ亦一種ノ消毒法ナリ其際物品ハ全ク液中
ニ沈マシメ少ナクトモ十分間之ヲ煮沸セサルヘカラス
以上ニ記載シタル消毒法ハ各々其ノ場合ニ應シ執レノ法ヲ採用スルモ妨ケナ
シ

検査器自ラ消毒試驗ヲ施シテ有效ト認メタル時ニハ以上記載シタル以外ノ消毒
藥品ヲ使用スルコトヲ得但シ該新消毒藥品ハ(イ)ヨリ(ト)ニ記載セシ藥品ヨリ消毒
ノ結果佳良ナラサルヘカラス又新消毒藥品ノ混合及ヒ溶解ノ比例及ヒソノ應用
法等ニ就キ詳細ニ記載スヘシ

第二章 消毒藥品ノ使用法

(一) 皮膚ノ脱落シタルモノニハ膿疱ヨリ浸出セシ病毒チ含有スルカ故ニ最モ危
險ナルモノトス病毒ハ膿ハ乾燥シテ塵埃ト共ニ飛散スルモ尙ホ傳染力チ有ス
ルモノナレハ單ニ發病當時ノミナラス已ニ病症ノ全治シタル後ト雖トモ尙ホ
消毒スルノ必要アリ脱落シタル皮膚(結痂等)ハ注意シテ拾集シテ直チニ消
毒若クハ焼却スヘシ
病室ノ床ハ毎日消毒液ヲ以テ洗滌シ塵埃ハ消毒若クハ焼却スヘシ
患者ノ排泄物(物)口及ヒ遺糞ヨリ溢出スル液、咯痰、鼻粘液、血液、尿水、吐
瀉物、大便)及ヒ死亡者ノ鼻、口ヨリ湧出スル泡狀ノ液ハ(一)ノ(イ)ニ記載シタ
ル

若シ出来得ヘクハ能ク密閉シタル器ニ入ルルチ可トス
消毒スヘキ物品ニ手ヲ接觸シタル者ハ(二)ニ記載シタル方法ニ依リテ直チニ消
毒セサルヘカラス

(六) 患者チ收容シタル病室及病室傳染ノ疑アル室チ消毒スルニハ室内ノ寢臺、
家具ハ勿論、床及ヒ天井ニ至ルマテ悉ク稀薄「クレゾール」水或ハ石炭酸溶
液(第一)ノ(イ)ニ浸シタル襪布ヲ以テ洗滌セサルヘカラス其際消毒液ハ各處ノ
間隙及ヒ孔口ニ浸入スヘキ様注意スヘシ

患者及死亡者ノ寢臺及ヒ是ヨリ「メートル」以内ノ處ニ横ハレル家具、壁、及
ヒ床等ハ特ニ注意シテ消毒セサルヘカラス
斯ノ如クシテ消毒シタル室内及ヒ家具等ニハ多量ノ水或ハ加里石鹼溶液(第
一)ノ(ニ)チ撒クヘシ消毒シタル室ニハ空氣ノ流通チ善良ナラシムヘシ

(七) 「フオルムアルデヒド」ニ消毒スル時ニハ只表面ニ附着スル病毒ノミチ撲
滅シ得ルカ故ニ(六)ニ示セル消毒法ヲ施行スルニ先チ「フオルムアルデヒド」
「ニ」チ消毒シ表面ノ病毒チ撲滅シ置カハ消毒員ノ病毒ニ感染スルノ危
險少ナキモノトス乃チ「フオルムアルデヒド」ニ消毒スル途ニ消毒員ノ室
内ニ入ルコトヲ禁ジ該法ニテ表面ノ消毒完結スルチ俟チ然後チ始メテ消毒
員チ室内ニ入レ他ノ適當ナル方法ニ依リ消毒チ施シ更ニ深部ニ潜伏スル病毒
チ撲滅スヘシ(第一)ノ(ホ)第三項参照

「フオルムアルデヒド」チ使用シテ前記ノ消毒チ施行スル時ニハ只壁、天井
及ヒ家具ノ表面平滑ナル部分ノミニ有效ニシテ他ノ場處例ヘハ間隙及ヒ孔口
チ有スル所ニハ消毒力普遍セサルカ故ニ前記ノ別法ニ依リテ更ニ消毒セサル
ヘカラス
種痘ニテ完全ナル免疫性チ受タル消毒員チ使役スル時ニハ「フオルムアルデ
ヒド」チ使用シテ豫メ室内表面ノ消毒チナスノ必要チ認メス

(八) 靴皮木材及ヒ織物ニテ製造シタル家具ハ注意シテ稀薄「クレゾール」水若ク

ル稀薄「クレゾール」水或ハ(ト)ノ煮沸法ニ依リテ消毒スヘシ排泄物ハ直チニ備
付ノ壺ニ入レ之ニ少ナクトモ同量ノ消毒液チ加ヘテ攪キ混セサルヘカラス
患者ノ鼻口チ拭ヒタル手巾及ヒ繻帶ノ類ハ焼却スルカ若クハ(九)チ参照セヨ
稀薄「クレゾール」水チ充溢シタル瓶ニ入レテ消毒スヘシ其際消毒スヘキ物品
ハ液面ヨリ露出セサル様注意スヘシ
消毒スヘキ物品ハ少ナクトモ二時間消毒液中ニ置クニアラサレハ無効ナルモ
トス

汚水チ消毒スルニハ「クローラ」石灰若クハ石灰乳チ使用スヘシ「クローラ」石
灰ハ「クローラ」ノ臭氣チ烈シク發散スルニ至ルマテ之チ注キ加ヘサルヘカラ
ス
石灰乳ハ赤色試験紙カ全ク青色ニ變スルマテ之ニ加フヘシ此等ノ場合ニハ少
ナクトモ二時間其ノママ放置セサルヘカラス
浴水モ亦汚水ト同様ナル方法ニ依リテ消毒スヘキモノトス

(二) 病室ニ感染シタル物品(患者ノ排泄物及ヒ汚レタル襦袢等)ニ手或ハ他ノ體
部チ接觸シタル時ニハ直チニ稀薄「クレゾール」水若クハ石炭酸溶液(第一)
(イ)チ用イテ確實ニ消毒セサルヘカラス
(三) 夜具、襦袢及ヒ洗濯ノ出来得ル衣服等ハ(第一)ノ(ト)之チ煮沸スルカ若ク
ハ稀薄「クレゾール」水或ハ石炭酸溶液(第一)ノ(イ)ニ浸シ二時間程ソノママ
放置スヘシ
其際被消毒物品ハ常ニ液面ニ露出セサル様注意スヘシ
斯ノ如クシテ一旦消毒液ニ浸シタルモノハ更ニ普通ノ水チ用イテ洗濯スルコ
トチ得洗濯シタル水ハ病毒ノ疑ナキモノトシテ取扱フヘキモノトス

(四) 洗濯ノ出来サル衣服及ヒ消毒ニ堪ヘサル蒲團、絨氈類ハ蒸氣装置(第一)ノ(ハ)
チ應用シテ消毒スヘシ
(五) 消毒所ニ輸送スヘキ物品チ包ムニハ石炭酸溶液ニ浸シタル布片チ用ユヘシ

ハ石炭酸溶液(第一)ノ(イ)ニ浸シタル襪布チ以テ再三拭フヘシ一旦消毒ニ使用
シタル襪布ハ其ノ使用後直チニ焼却セサルヘカラス皮毛製ノ物品チ消毒スル
ニハ毛ノ生セル面チ其ノ毛根マテ稀薄「クレゾール」水或ハ石炭酸溶液(第一)
ノ(イ)ニテ浸通セシメ少ナクトモ十二時間其ノママ放置シ消毒液チ充分
之ニ働カシメタル後チ普通ノ水チ用ヒテ洗濯スヘシ
毛織或ハ是ニ類似ノ物質ニテ製造シタル家具ハ(三)及(四)ニ依リテ消毒スルカ若
クハ稀薄「クレゾール」水或ハ石炭酸溶液(第一)ノ(イ)ニ浸潤シ刷子チ以テ能
ク擦リタル後チ數日間空氣ニ當テ日光ニ曝ササルヘカラス患者ノ使用シタル
飲食器ハ之チ煮沸(第一)ノ(ト)スルカ若クハ沸騰セル加里石鹼溶液(第一)ノ(ニ)
中ニ半時間入レ置キ充分ニ消毒シタル後チ之チ取り出シテ能ク洗濯スヘシ
洗面盤、唾壺及ヒ便器等ノ如キモノハ其ノ内容物(一)チ消毒シタル後チ稀薄
「クレゾール」水チ用イテ能ク洗滌スヘシ

(九) 廉價ナル物品(蒲團ノ類及ヒ消毒ニ使用シタル襪布等)ノ如キモノハ焼却ス
ヘシ
(十) 人チ消毒スルニハ入浴セシメテ全身チ石鹼ニテ能ク洗ハシムヘシ
衣服及ヒ携帶品ハ(三)及(四)ニ據リテ浴水ハ(一)ニ據リテ處理スヘキモノトス
(十一) 死亡者ノ屍ハ第一)ノ(イ)ニ記載シタル消毒液ニ潤シタル布ニ包ミ之チ密閉シ
タル箱ニ納ムヘシ箱ハ高ク積ミ重ネタル銅屑、炭屑及ヒ容易ニ水分チ吸收ス
ヘキ物質ノ上ニ据ヘ置クヘシ

(十二) 検査器若シ自家ノ經驗ニ依リテ消毒ノ確實ナル事チ保證スル場合ニハ(一)ヨ
リ(二)ニ至ル記載ノ以外ノ新消毒法チ施設スルコトチ得
(十三) 種痘發生ノ際鐵道交通ニ關スル原則
(第十四) 種痘發生ノ際普通旅客ニハ正規ノ検査チ施ササルモノトス
鐵道局員ニハ左ノ事項チ通知シ置カサルヘカラス

(一) 醫師ノ診察チ受ケラレル際
(二) 種痘ノ接種チ受ケラレル際

(ロ) 痘瘡患者ヲ收容シ得ヘキ病院ノ設備アル驛(患者引渡驛)中央及ヒ地方官廳ハ悪疫ノ傳播ヲ防禦センカメ交通關係上ヨリ考ヘ此等ノ驛ヲ指定スヘキモノトス(イ)及ヒ(ロ)ニ舉ケタル驛ハ地理上ノ關係ニ依リテ之ヲ指定スヘシ

第二條 第一條(イ)及ヒ(ロ)ニ記載シタル驛或ハ國境ニテ檢疫實施ヲ規定セラレタル時ニハ稅關検査驛ニ於テ鐵道局ハ患者ノ検査ニ必要ナル室ヲ設備セサルヘカラス

第三條 列車進行中ニ於テ旅客ニ烈シキ病症ノ發生シタル時ニハ給仕ハ直チニ之ヲ車掌ニ報知セサルヘカラス

給仕ハ常ニ患者ノ容態ニ注意シ可成他ノ旅客ニ接觸セサル様注意スヘシ
交通規則ニ依リ別ニ患者ノ旅行ヲ停止セサル限リハ尙ホ旅行ヲ繼續スルコトヲ得然レトモ患者ノ病症ヲ確定センカメ醫師(第一條(イ)ノ來診ヲ乞フヘシ)其際醫師ハ患者ノ旅行ニ妨害ヲ加ヘサル様注意シテ診察セサルヘカラス
患者若シ一定ノ引渡驛ニ下車セントシ望ミ或ハ病症ノ狀態ニ依リ旅行ヲ繼續スルコト能ハサル時ニハ車掌ハ途中ノ驛ヲ通過スル際豫メ其ノ由チ驛員ニ告クヘシ該驛員ハ直チニ之ヲ引渡驛ニ電話ヲ以テ報知セサルヘカラス斯ノ如クセハ引渡驛ニ到着シタル時患者ノ引受ニ關スル準備已ニ整頓セルカ故ニ病院事務所警察及ヒ衛生官廳ノ煩勞ヲ省クコトアルヘシ

患者若シ引渡驛ニ到着スルヲ俟タズシテ途中ノ驛ニ下車セント欲セハ之ヲ許可スルコトアルヘシ其時ニハ車掌ハ直チニ之ヲ下車驛ノ驛員ニ報知スヘシ患者若シ醫師ノ來診スルマテ隔離セラルヘキ下車驛ニ留マルコトヲ望マサルハ驛員ハ患者ノ住所姓名宿舍及ヒ患者ノ容態等ヲ詳細ニ記載シ直チニ之ヲ近處ノ警察官廳ニ報告セサルヘカラス

第四條 列車進行中ニ於テ旅客ニ稍シキ病症ヲ發生シタル時ニハ室内ノ乘

客ヲ悉ク他ノ空室ニ隔離スヘシ其際患者ヲ看護セント欲スル者ハ患者ト同室ニ留マルコトヲ許可スヘシ
患者引渡驛ニ到着セハ醫師ハ直チニ隔離セラレタル乗客ヲ検査シ之ニ對シテ必要ト認ムヘキ指圖ヲナスヘキモノトス

鐵道局員ハ痘瘡ノ疑アル患者發生シタル時ニハ搬送ニナシ可成慎重ノ態度ヲ取リテ之ヲ處分シ旅客及ヒ公眾ヲシテ雜踏セシメ或ハ無益ナル心配ヲ掛クシメサル様特ニ注意セサルヘカラス

第五條 痘瘡患者ノ乗車ハ直チニ列車ヨリ取除シ消毒ノ設備アル驛ニ於テ消毒セサルヘカラス

痘瘡患者者ノ兆アル時ニ當リテ客車ノ消毒法及ヒ荷車、客車、寢臺車ノ取扱法ニ關スル規則ハ次ノ告示(イ)ニ記載スヘシ

第六條 物品ノ輸入及ヒ輸出ニ禁制ヲ加フルカ如キ觀アルヲ以テ行李及ヒ手荷物ニハ別ニ制限ヲ設ケサルモノトス

第七條 行李及ヒ手荷物ノ消毒ハ只左ノ場合ニ於テ施行ス
(イ) 第二條ニ記載シタル稅關検査驛ニ於テハ醫師ノ指圖ニ依リ左ノ物品ニ限リ消毒施行ヲ強制スヘシ

古キ夜具、襪衣、衣服及ヒ痘瘡流行地方ヨリ發送シタル旅客ノ荷物等
此等ノ物品ハ醫師ノ鑑定ニ依リ痘瘡病源ニ感染セシ者ト認メラレタル時ニ消毒スヘキモノトス

(ロ) 特別荷物、急行荷物及ヒ通常荷物(稅關検査驛ニ於テ)ノ消毒ハ該地ノ衛生官廳ノ意見ニ依リ痘瘡ニ感染セリト認メラレタル場合ニ限リテ施行スヘキモノトス
手紙、新聞紙、印刷物、書籍、雜誌等ニハ普通消毒ヲ施ササルモノトス
消毒ハ衛生官廳ノ實施スヘキモノトス其際鐵道局員ハ可成之ヲ補助セサルヘカラス

第八條 鐵道局員ハ其ノ職務上出來得ル限リ學テ全力ヲ盡シ警察官廳及ヒ檢疫

醫ノ要求ニ對シテ絕對的ノ許容ヲナササルヘカラス
驛員ハ特ニ要求セラレサル場合ト雖モ緊要ナル事故ト認メタル時ニハ直チニ之ヲ警察官廳及ヒ檢疫醫ニ報告セサルヘカラス

痘瘡預防ニ關スル規定及ヒ指圖、消毒ノ準備及ヒ裝置等ニ就キ衛生官廳ヨリ驛員ニ問合シタル時ハ直チニ之ヲ回答スヘキモノトス

第九條 列車進行中痘瘡ノ疑アル患者發生シタル時ニ際シ驛員ニ對スル預防規則ノ摘要ハ次ノ告示ニ記載スヘシ(ロ)ヲ參照セヨ

第十條 醫師若シ痘瘡ト診斷スル時ニハ該驛ノ驛長ハ直チニ之ヲ作業局及ヒ所轄警察官廳ニ届出ツヘシ届書ニハ可成左ノ諸項ヲ記載スヘシ

- (一) 發病地及ヒ發病月日
- (二) 患者ノ住居、男女ノ別、姓名年齢、族籍及ヒ職業
- (三) 出發地
- (四) 到着地

(イ) 痘瘡發生ノ際荷車、客車及ヒ寢臺車ノ取扱ニ關スル告示

第一條 内地及ヒ國境ニ接近セル地ニ於テ痘瘡ノ發生シタル時ニハ特ニ客車ノ掃除ニ注意シ當ニ室内ヲ清潔ニナシ空氣ノ流通ヲシテ善良ナラシムヘシ
痘瘡流行地方ヨリ出發シタル列車ノ三等及ヒ四等室ハ最も注意セサルヘカラス
此等ノ室内ニハ常ニ多數ノ人員ヲ塔載セルカ故ニ病源感染ノ機會モ亦從テ多キモノトス

第二條 痘瘡患者ノ發生シタル客車ハ直チニ列車ヨリ取除シ準備整頓シタル驛ニ於テ消毒スヘシ消毒ハ左記ノ方法ニ據リテ施行スヘシ
始メ室内ノ粗掃除ヲナサシメ石炭酸溶液ニ潤シタル襪布ヲ以テ室内ノ不潔ナル處ヲ注意シテ再三拭キ去ルヘシ然シテ窓、絨氈、窓掛及持運ノ出來

得ル椅褥等ハ悉ク取除シテ石炭酸溶液ニ浸シタル布片ニテ包ミ直チニ之ヲ蒸氣消毒ニ附スヘシ此等ノ物品ニ附着セル塵埃ハ決シテ叩キ掃フヘカラス靴皮ヲ以テ製造シタル物品ハ蒸氣消毒ニ堪ユルコト能ハサルヲ以テ石炭酸溶液ニテ能ク拭キ去ルヘシ客車ノ洗ヒ得ヘキ處ハ石炭酸溶液ニテ消毒スヘシ斯ノ如ク消毒シタル室ハ少クトモ三日間温熱ヲ加ヘ空氣ノ流通ヲ善良ナラシムヘシ
消毒ヲ施行スルニ用ヒタル襪布ハ使用後直チニ燒却セサルヘカラス
石炭酸溶液ヲ製スルニハ流動石炭酸ノ重量一分ニ水三十分ヲ加フヘシ

第三條 寢臺車ヲ痘瘡患者ニ使用シタル時ニハ列車ノ進行中ニ於テ使用シタル洗濯物ヲ消毒スヘシ此等ノ物品ノ消毒ニハ石炭酸溶液ニ浸シタル布片ニテ包ミ之ヲ石炭酸溶液ノ充溢シタル瓶ニ入レ液面ニ物品ノ露出セサル様注意スヘシ斯ノ如クシテ少ナクトモ二時間ソノママ放置シタル後之ヲ取出シテ洗濯スヘシ
普通洗濯物トハ麻布、枕袋、夜具ノ被布及ヒ手拭等ヲ云フ
客車ノ消毒ハ第二條ニ記載シタル方法ニ依リテ施行スヘシ然レトモ患者ノ使用セシ長枕、臥被及ヒ持運ヒノ出來得ル座褥等ハ上肥ノ通りニ包ミ之ヲ蒸氣消毒ニ附スヘシ

洗濯物ハ又石炭酸溶液ノ代リニ蒸氣消毒ニ依ルモ差闕ナキモノトス
必要ト認ムル場合ニハ一定ノ規定ヲ準用シ寢臺車ノ行進ヲ停止スルコトアルヘシ
第四條 上肥ノ規定ハ貨車及ヒ郵便車ニ勤務セル人員ニ病症ノ發生シタル時ニモ亦之ヲ適用スルコトヲ得

第五條 掃除及ヒ消毒ニ從事スル人員ハ一度痘瘡ニ罹リタル者或ハ種痘ニテ免疫シタル者或ハ數回反復シテ種痘シタル者ナラサルヘカラス
消毒人若シ病源ニ感染セル物品ニ接觸シタル時ニハ直チニ手ヲ石炭酸溶液ニテ確實ニ洗滌セサルヘカラス消毒人ハ可成洗濯シ易キ上衣ヲ着用スヘシ上衣ノ消毒ハ寢臺車ノ洗濯物ト同様ナル方法ニ從フヘキモノトス